

# 会報

第66号

国立大学協会

昭和49年11月

# 会 報

(第 66 号)

## 目 次

- 草ひばり.....黒田正巳...(3)

### A 事業報告

#### 1. 諸会議議事要録

- (1) 理事会(49. 9. 13).....(6)
- (2) 第1常置委員会(49. 7. 15).....(13)
- (3) 第6常置委員会(49. 9. 26).....(17)
- (4) 医学教育に関する特別委員会  
(49. 8. 19).....(18)
- (5) 医学教育に関する特別委員会  
(49. 9. 13).....(24)
- (6) 図書館特別委員会(49. 8. 7).....(24)
- (7) 各科目別研究専門委員会委員長  
連絡会議(49. 7. 24).....(26)
- (8) 地区試験実施委員会委員長会議  
(49. 7. 24).....(31)
- (9) コンピューター専門委員会  
(49. 8. 5).....(33)
- (10) 実地研究に関する合同会議  
(49. 8. 20).....(33)
- (11) コンピューター専門委員会  
(49. 8. 31).....(43)
- (12) 入試改善調査委員会(49. 9. 13).....(43)
- (13) 西独学長招待準備委員会  
(49. 9. 13).....(46)

2. 諸会合.....(51)

### B 要望書

- (1) 大学図書館の振興についての昭和50  
年度予算に関する要望書について  
(49. 8. 8).....(53)
- (2) 昭和50年度予算に関する要望につい  
て(49. 10. 4).....(57)
- (3) 物価高騰に伴う補足予算に関する要  
望について(49. 10. 4).....(59)

### C 資 料

- (1) 第3次定員削減について(事務連絡)  
(49. 7. 13).....(60)
- (2) 第3次定員削減に関する状況報告に  
ついて(事務連絡)(49. 8. 7).....(60)
- (3) 「第3次定員削減について(申し入  
れ)」について(49. 8. 7).....(61)
- (4) 国立大学入試改善関係50年度概算要  
求(案)(49. 8. 13).....(61)

### D その他

- 1 学長の異動について.....(62)
- 2 寄贈図書.....(62)
- 3 窓
- たてがきとよこがきの研究.....(52)
- 経済水域と日本の漁業.....(63)

# 草 ひ ば り

黒 田 正 巳

枕許で虫が鳴くようになると、秋がもうそこまで来ていることを思いながら毎夜の眠りにつくのだが、この夏はいつもと違った音色が混じっていることに気がついた。それは弱いけれども澄んで高く、翩翩として続く。一刻息む。と思うとまた鳴き出す。これをくり返すのである。短い音が断続するコオロギとは明らかに違っている。鳴き続けるのでカンタンだろうかとも思うがそれでもない。窓の外でしかも夜のことだから、どんな虫か確かめるすべもない。気にかかりながら数夜を過ごした。

ある朝いつもの場所とちがった居間の南の方から聞こえてくる。音を頼りに近づくとクチナシの葉の中である。枝を揺すってみると鳴き止む。確かにそこだ。併しどこを探しても見当たらない。庭石の上からのぞいて見てもいない。諦めてまた数日を過ごすうちに、9月末のある朝、居間のつい鼻先のボタンの辺りから聞こえてくる。ボタンは葉が少ないのですぐ見つかった。細く長い髭らしいものが見えたのである。よく見るとその葉裏にさかさに掴まって、あのなよなよとしたトレモロを奏でているではないか。そのままですと葉をとって裏返して見ると、その体は意外に小さく、米粒の真中をくびらして手脚を生やしたぐらいである。髭は不釣合に長い。色は淡褐色で半ば透き通った感じである。可哀想に後脚が一本なくなっている。

私は虫でも蝶でも一度捕えてから、上から見た形、横から見た形、時には裏返して下から見た形などをスケッチして、丁寧に彩色し終ってから逃がしてやることにしているので、この時もそうしようとしたのだが、もう朝の迎えの車が来ていたので待たすのもどうかと思い、その日は一応逃がすことにした。急いで図鑑をめくって探すとクサヒバリという虫らしかった。低木の上に住んで澄んだ声で鳴く、と書いてあるからそれに違いない。やはりコオロギの仲間である。無論ヒバリではない。

その翌日の朝も同じ方角から、しかしちょっと上の方から聞こえてくる。椅子を持ち出して乗っかって探すと、どうも樋の中らしい。しかしこの日は姿は見えなかった。ところがその翌日からはそこから、また枕許からも全く聞こえなくなってしまった。だからたった一度しか会えなかったわけである。あの樋のあたりにはいつもヤモリが出没するので、もしかしたら食われてしまったのではなからうか。片脚がなかったから逃げおくれたのかも知れない。私が捕えさえしなければこんなことにならなかつたらう。そう思うと不憫でしようがない。こうなったからには、既に相手がいてどこかに卵を生みつけ終ったことを願うより他にない。そう言えばコオロギももう聞こえなくなっていた。私の庭ではかれらが死に絶える時が来ていたのかも知れない。食われたのでないならいくらか気が休まる。

小泉八雲がクサヒバリを飼ったことを書いている。虫籠に入れてナスの切れ端をやっておくと、昼は黙っているが、夜になると無心に鳴き始めること、室内が暖いので11月の終りまでその美しい鳴き

声に慰められたことなどが細かに書き記されている。しかしある日ついに死んでしまった。それは食べ物をやり忘れた女中のせいなので女中を叱ったこと。そしてたかが虫ぐらいのことで叱ったことを後で悔んだことなどが書かれている。人間八雲が眼に見えるようである。この虫は縁日で12銭ぐらいで売っていたそうだから、今の金にすれば千円以上もするわけである。やはり声の美しさが評価されていたのであろう。

ちなみに、八雲は松江と熊本に住んだそうだが、私もこの両方に住んだというだけでなく、熊本大学の林の中に八雲の言葉を刻んだ文学碑が立っているが、その設計は私がさせて頂いたので、八雲には格別の親しみを感じていたのだが、今またクサヒバリへの同じ愛情を知って親しきはさらに強くなったように思う。かれは庭先のサルスベリを愛したそうで、この文学碑の前にもその木を植えた。

クサヒバリを食ったという疑いをかけられたヤモリは2、3年前から私の家に住みついて、暖い間は必ず毎晩とっていい程、居間の欄間ガラスの外にへばり着いて、白い腹をくねらして小虫やガを捕って食う。毎晩のことなので、たまに出て来ない時は、今日は淋しいなあと家族は顔を見合わして笑う。たまに畳の上に現われようものなら、家中で大騒ぎして追い出すのだが、欄間の外でなら安心して見物するわけである。近ごろ子供が生まれたらしく、小さいのがあっちにもこっちにも出没するようになったので、どうも気味が悪い。捕って殺そうかと言ってみるが、それは勿論冗談である。今さら殺すわけにはゆかないのである。同じ仲間のトカゲはヤモリよりも何年も前からの我が家の住人である。しかしトカゲは庭の中だけで決して家の中には入って来ない。だから安心して遠くから眺めている。トカゲは動くにつれて体の光が青や緑や紫に変わるので大変美しい。魚や鳥、特に水鳥は同じように色が変わるので面白い。

私の家は熊本市の真ん中を流れる白川の近くに、そして町の中心に近い所にある。朝食前に時々この河畔を歩くのだが、この数年釣糸を垂れる人が急に増えた。川がきれいになって魚が多くなったからだと言う。ある朝カワセミらしい青い鳥を汀で見たので、急いで家に帰って双眼鏡を携えて引っ帰すとまだ同じ場所にいた。瑠璃色に光る美しい背と赤い腹、長い嘴、まぎれもなくカワセミである。夫婦らしい二羽で、対岸との間を往ったり来たりしている。時折、滞空暫時の後さっと水面を掠めることがある。魚を捕るのであろう。ずっと昔は白川にも沢山カワセミがいたそうだが、私が白川で見たのはそれが初めてであった。しかし姿を見せたのはその日だけである。それにしてもやはり白川がきれいになった一つの証拠であらう。

この夏はゴイサギの声をよく聞いた。これも珍しいことである。子供のころ、夏の夜空を無気味な声が駆け抜けるのが恐かった。天狗かなにかが屋根の上を通り抜けるのではあるまいかと思ったが、鳥だと教えられて安堵したものである。大きくなってからは久しくあの声を聞かなかったのだが、此年はそれをほとんど毎晩のように聞いて、久し振りに幼時の記憶がよみがえった。私も老境に入ったのであろう、夜半に目覚めて暫く寝つかれないことがある。そういう時にしばしば聞こえてくるのがこのゴイサギである。

しかし私はその姿は、動物園で見ただけで野生のものは見たことがない。声に似合わず可愛くおとなしそうである。冠毛を垂らしているのも愛嬌がある。勅命におとなしく従って捕えられたので、五

位を授けられたサギだと言う伝え話にふさわしい格好をしている。ある朝、私の家より一キロばかり下流で鳴き声を聞いたので、叢を探したのだが見つからなかった。同じ場所をある夜歩く機会があったが、その時は何度もくり返し鳴いていたから、恐らくあの辺りを棲み家に行っているにちがいない。しかし秋が深まるにつれてもはやこれも聞かれなくなって来た。

去年の冬から私の庭にウグイスが来るようになった。この鳥は冬には里に降りて来るのだそうだが、そう言えば、川原の藪の中で笹鳴きが聞こえてくることがある。これが庭に遊びに来るのである。この鳥は忙しそうに始終せかせかと動き回っている。此年は春になってもちよくちよくやって来て、時々囀ることさえあった。そういう朝は私はいつになく早起きをして姿を探し回るのである。

白川の畔に住んで、人一倍生き物が好きな私にとってこんな嬉しいことはない。川や海や空が汚れるのを嘆かれるようになってから久しいが、一人でも多くの人がある気になって努力すれば、汚さないでもすむようになれるのである。やとその時が近づいて来た。クサヒバリもその一つの証拠であろう。

私はここでは虫や鳥のことを書いたが、草や花や木、野山や海といった広く自然と呼ばれるものに小さい時から格別の親しみをもって来た。つらい時、困った時に花は私を慰めてくれる。仕事が嫌になった時に一日でもいい、野山に遊ぶと再び元気をとり戻す。特に私は絵を描くことが好きなので、野山で描いた花や鳥のスケッチを、雨の日曜には少し大きな絵に仕立てて、一人で悦に入ったり溜息をついたりしている。若い時は人間もよく描いたが、このごろは人間は煩しいことが多くて、せめて絵の中なりとも人間から遠ざかりたいと思うからであろう。学長職がどうにか続けられるのもこのせいかもしれない。

私は10年ばかり前から志を同じくする人たちと語らって、自然を愛する運動を始めた。その当時、私のようなのはロマンチックで牧歌的な自然保護論であって、あまり役に立たないもののように暗に言われることがあった。しかし自然界の難しい理論はわからなくても、自然がなければ生きて行けないと感じている私のような人が、その専門や職業が何であろうと、一人でも多くなれば、そういう人々の力が寄り集って、やがては自然を大切にできる大きな力になるものだとも私は思っている。

白川にはもう一ヶ月も前からハクセキレイとキセキレイが帰っている。この数日前からインシギが尾を振る姿が見られるようになった。やがてツグミ、アガモ、カイツブリなどがいつものように姿を見せるだろうが、この冬はまた別の新客が訪れるかも知れない。今から楽しみである。

(筆者 熊本大学長)

# 事業報告

## 1. 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日時 昭和49年9月13日(金) 13.30~16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

岡本, 相磯各副会長

丹羽, 白淵, 加藤, 石原, 大山, 都留,

桜場, 釜洞, 芦田(譲), 池田, 黒田,

外山各理事

谷田(第2), 広根(第3), 後藤(第

5)各常置委員会委員長

林会長主宰のもとに開会。

会長より開会の挨拶があったのち、丁子事務局次長より配付資料の説明があり、前回(6月19日)および前々回(6月10日)の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

### 議 事

#### I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

- (1) 第54回総会で採択された決議ならびに要望書の処理について

去る6月18日、同19日開催の第54回総会において採択された決議ならびに要望書については、「資料4」のとおり、去る6月20日わたくしと両副会長が関係委員長とともに文部事務次官ならびに行政管理庁事務次官に面談して説明を行い、また各関係官に対しそれぞれ書面を提出した。

- (2) その他の要望書等について

#### ① 第3次定員削減について

第3次定員削減については、前総会において決議を行ったが、その後情勢をみて殆ど間断なく関係方面と折衝をつづけてきた。これについては、「資料5」のとおり事務局長より各大学に事務連絡したとおりである。

その後去る7月26日第3次定員削減について閣議決定がなされたが、この閣議決定に際しては文部大臣が強硬に反対し、その結果第3次定員削減実施に関し、文部省と行政管理庁との間に申し合わせが行われたことをきいた。よって、その申し合せの内報を得て、「資料6」のとおり事務局長より各大学に事務連絡した。

なお、「資料6」の1の定員削減の申し合せの項に不十分な点があったので、去る8月7日わたくしと岡本, 相磯両副会長および都留第6常置委員長とが協議し、「資料7」の「申し入れ」書を作成して、その日直ちに会長, 両副会長および第6常置委員長が岩間文部事務次官および細田行政管理庁長官, 平井行政管理庁事務次官に面談して、この「申し入れ」の実現方について強く要請した。

なお、この「申し入れ」については、本来理事会等にお諮りすべき事項であるが、先程申したように何分にも急を要したので、以上のような措置を講じたことおよび「申し入れ」のご追認を願いたい。

以上の会長よりの報告に続いて鶴田事務局長より次のような補足説明があった。

只今の会長よりの報告にあったようにこの第3次定員削減問題については関係方面と間断なく折衝を続けてきた。第3次定員削減の実施については去る7月26日に閣議決定されたが、その後いろいろ曲折があり、具体的な実施計画の決定は8月30日となった。それ以後も文部省と行政管理庁の間でなお細部の具体的事項について折衝が重ねられている。8月30日に決定された実施計画によると、国立学校関係の定員削減数は2,350人でその削減率は2.1%となっている(第3次定員削減全体の削減率は3%)。そして、これの職種分類別削減率は第1分類(一般事務系, 技術系職員)は6.5%(第2次削減の際は9%), 第2分類(教務系職員のうち技能系, 技術系, 図書系職員)は4.5%(同上6%), 第3分類(教務系職員の一部, 海事職(2))は2.5%(同上3%), 第4分類(教官, 病院(看護婦, パラメディカル), 海事職(1))は0(同上1%)となっている。なお、この定員削減は初年度(50年度)にその10分の4が、2年度, 3年度にそれぞれ10分の3が割当てられることになっている。

以上の説明のあと、会長より更に次のように付言された。

第3次定員削減については、これを国立学校関係には適用しないよう要求してきたが実現しなかった。文部大臣も随分強硬に頑張ったがそこまでは通らなかった。しかし、若干は特別扱いになっている。国立大学の特殊性を強調すると、どうしても教官中心のことになり、最後の段階では教官(それに病院関係の看護婦, パラメディカルなど)の削減は0となったが、事務系職

員についてはその重要性を強調したが十分な成果が得られなかった。しかし、文部省としては行政管理庁との交渉において今後も更にできるだけ有利な分類の方に繰り入れる努力をしたいといっている。なお、これは内報的なことであるが、国立学校教職員の総定員法上の取扱いについては2年目(51年度)からは改めて検討するという話し合いもなされている。そのようなことで、今後更に申し入れをするかどうかのこともあるが、既に大綱が決定してしまったことでもあり、また文部省でも極力努力中であるので、第3次定員削減に関してはこれ以上の行動はしない考えである。

以上の説明に対し次のような質疑応答が行われた。

- 2年目から総定員法の枠からはずすということか。
- 行政管理庁では現在のままのやり方ではいろいろ無理な点があるので、来年度には総定員法の改正を検討したいということである。
- そのことに関連して「資料7」にあるような国立学校教職員についての定員削減除外の申し入れを行ったわけである。
- この分類別削減率は決定的なものか。
- 文部省と行政管理庁との折衝の過程で変更があるかもしれない。
- 分類別の削減率は一方がふえれば他方が減ることになるのか。
- 文部省と行政管理庁の交渉によって2,350人の削減数や2.1%の削減率の数字が減る可能性があるのか。これが動かないなら第4分類の教官, 看護婦等が削減0となれば第1分類, 第2分類等に当然しわよせ

が行くことになる。

- その総枠は動かないのではないか。第4分類に入るものは国立大学の教職員数の半数以上であるので、第1分類、第2分類は他省庁の削減率より厳しいものとなってしまふ。それをそのままにしておいてよいか。国立学校の事務職員（第1分類～第3分類）の削減率は平均すると4.5%以上になる。他省庁では平均3%であるから国立学校の事務職員の削減率は過重なものになっている。この職種による分類が全省庁に共通のものとするとならば、おかしな結果となるので、この分類が各省庁共通のものか、文部省独自のものであるかを確かめてほしい。その辺のことが正確に分らないと削減率の軽重が判断できない。

- その辺の事情は文部省にたしかめてみる。

- 文部省、行政管理庁にただす時に次のことをきいてほしい。第1次、第2次定員削減の達成率は94.5%とのことで、その積み残しが相当あるときいている。これが事実だとすると、どうしてそのような積み残しが出たのか、またそれがどうして認められてきたのかとの疑問が生ずる。その点についてたしかめてほしい。

概ね以上のような論議があり、その中の

- ① 第1次、第2次定員削減の積み残しの実情、② 第3次定員削減計画の職種別分類が全省庁共通のものか国立学校関係だけのものであるかの点、③ 国立学校全体の総枠2.1%が動き得るものであるかどうかの点、の3点について、文部当局にその見解をただすことにした。

なお、「資料7」の「申し入れ」についてはこれを追認した。

以上で第3次定員削減についての意見交換を終り、引き続き会務報告を続行した。

- ② 大学における研究所に関する調査研究報告書について

研究所特別委員会においてとりまとめた「大学における研究所に関する調査研究報告」は、第54回総会において了承されたので、これを去る6月24日文部大臣宛送付し、文教施策上の参考に供せられるよう要望した。

- ③ 大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書について

大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書については、前回の総会において、会長ならびに図書館特別委員会委員長にその文案および提出時期を一任されていたが、「資料8」のとおり成案を得たので、去る8月8日谷口委員長、谷田委員等が文部省および大蔵省に出向き、関係官に面談し、文部大臣ならびに大蔵大臣宛に要望した。

- (3) 日本学術会議会長の来訪について

去る8月6日、日本学術会議越智会長の来訪があり、私との間に物価高騰に伴う研究費等の不足に対する補正予算要望の問題を中心に、その他教官待遇改善の要望等共通の問題について懇談が行われ、その際同会長より将来とも日本学術会議と国立大学協会との連絡を密にされたい旨の要望があった。

- (4) 当協会に対する要望書等について

前回理事会以後当協会に対する要望書等の提出は「資料9」のとおりであり、関係



委員会に回付したのでご了承願いたい。なお、これらの要望書のうち多数を占めているのは入試期一本化の問題に関する各都道府県高校長会からの要望であって、これについては高校長会の申し合せがあったものらしく、内容は共通のものである。その内容の骨子は、国立大学の入試期一本化を51年度からこのことだけ単独で実施することには反対である、というものである。

以上の会長の報告に関連して谷田第2常置委員長より次のような発言があった。

この入試期一本化についての反対意見は、文部省の入試改善会議の席上でも高校長会から強く出されており、高校長会としての公式見解といってよい。この意見の中心点は、① 入試期の一本化を実施するならば53年度からにしてほしいこと、② 入試期の一本化は共通テストと抱き合わせでやってほしいこと、の2点である。

なお、入試改善会議では入試期小委員会でこの問題を審議しており、その意見がまとまって近く全体会議にかけることになっている。その案では、基本的には一本化することは適当であるということであるが、ただその実施に当たっては受験生の混乱を避けるため相当の予告期間をおく必要があるということになっている。高校長会ではこの「相当の予告期間」を3年間と考えているわけであるが、第三者的な委員からは余り先に延ばすことは有利でないので2年間くらいが適当との意見もある。この予告期間をどの程度にするかは文部省が各団体等の意見を参酌して詰めることになっており、入試改善会議ではその結果を待っている。

共通テストとの組み合わせの問題については、入試改善会議の別の小委員会で検討しているが、入試期を一本化することに意見があることを配慮して大体高校長会の意見のとおりの方針で進んでいるようである。

以上の説明に対し次のような意見交換が行われた。

- 高校長会は入試期一本化に対してどう考えているのか。
- 最初は反対が強かったが、その後条件付——対策をたてる予告期間をおくこと、共通テストと組み合わせること——で認める方向になり全体的な反対はなくなった。高校側は共通テストの実施を要望しており、これについては協力的である。それで、入試期を一本化するには、共通テスト実施と同時にしてほしいと望んでいるが、これを一緒にする考えは国大協にはあるのか。
- 国大協ではこれまで入試期一本化の問題と共通テストの問題とは別個に考えてきた。
- 共通テストは国大協ではまだ研究中の段階であり、入試期一本化については国大協としては国立大学の意向の結果を文部省に報告しただけで、その実施の時期については全然触れていない。
- 共通テストと入試期一本化とはカテゴリーが違う。それを無理に抱き合わせることに問題がある。
- 共通テストを実施する場合、入試期が一本化されていれば利便な点はある。高校側では入試改善の施策は一本化して考えてほしいということから、両者の同時実施を期待している。

- 高校側が共通テストと入試期一本化を一緒にしてほしいというのはどういう意味か。
- 高校側は最初入試期一本化に反対であった。しかし、2回受験チャンスにも短所があることも論ぜられてきた。また、入試改善会議としては複数資料による選抜が妥当であるとの考えに立っている。共通テストはこの複数資料による選抜の考えに沿ったものと考えられている。そのようなことから、高校側としては2回受験チャンスの方を譲歩し、一本化実施の際は切り換えの対策の期間を設けるという条件で共通テストの同時実施という考え方になった。
- 共通テストは入学試験の一部であり、一次試験と二次試験の2回の受験チャンスがあることになる。そのことが高校側にも次第に理解されてきた。
- 調査書（内申書）の重視は高校の学校格差があって問題があるが、共通テストをやれば調査書の利用価値も出てくる。
- 国大協としては入試期一本化についての各大学の意見の結果を文部省に報告しただけである。共通テストのことは研究しているが、これの実施は行政面のことで国大協の責任の範囲のことではない。高校側の今回の要望は国大協に対してよりもむしろ文部省宛に出すべきものである。これらの要望書はこの問題の状況を知る上では参考になるが、やるやらないの問題は国大協には直接的に関係のないことである。
- この高校側の要望書は入試改善会議での高校側の意見の援護射撃的なものである。

以上のような意見交換があつてこの件の論議を終り、次の報告に移った。

#### (5) 西独学長招待について

西独学長招待については、たびたびご報告したが、その後去る7月22日付文部省から西独学長会議宛正式の招請状が送られ、またその旨を承けて、去る8月14日付日本学術振興会から来日の各学長宛個別の案内状が発送された。一行は6名の学長のほか、先方よりの要望もあつて3名の同伴者を加え、予定どおり来る9月30日に来日する予定である。なお、本日理事会終了後準備委員会を開いて、細部の打合せを行うことにしている。

#### (6) 昭和50年度予算に関する要望書について

この要望書は例年文部省が大蔵省に概算要求を提出した時期に国大協から出しているものである。それで50年度の予算に関する要望書を作成するについて、その打合会が来る9月19日に開かれることになっている。その打合会には当協会からは私と両副会長、第6常置委員会の都留委員長、太田委員、各専門委員等が出席し、文部省からは井内大学局長、三角審議官その他が出席し、そこで文部省側の概算要求の方針をきき、国大協として国に要望する事項の柱を決めたいと考えている。以上のような事情であるのでよろしくご了承頂きたい。

以上をもって会務報告を終り、続いて協議に移った。

## II 協議

### (1) 国立大学入試改善に関する昭和50年度概算要求（案）について

会長より、このことについて岡本入試改善調査委員会委員長ならびに鶴田事務局長よりご説明願いたいと述べられ、まず岡本委員長より次のとおり説明があつた。

共通第一次試験に関する昭和49年度調査研究の主な事業として「試験問題実地研究」が行なわれることになっている。これは共通第一次試験のやり方を小型の規模で試行して、実施方法上の問題点を検討してみるもので、来る11月23日、24日の両日全国7地区で3,500人の高校3年生を対象にして実施される。これの実施については、7月から8月にかけて実施方法等調査専門委員会が中心となり、科目別研究専門委員会、コンピューター専門委員会、それに地区試験実施委員会の関係者が集まって数回協議を重ね、着々その準備が進みつつある。なお、49年度においては、この実地研究の実施とその結果のまとめのほかに、実施方法上の残された研究課題があり、また、先般実施した48年度中間報告書に対するアンケートの集計、過般開催した地区説明会で提起された問題点の検討、などの仕事があり、それらを含めて49年度の調査研究報告書が作られることになる。

しかし、この49年度報告書が出来ても、これを公表するについては各大学の意見をきいてからにしなければならない。また、関係の深い高校側の意見をきく必要もある。そして、そこで種々意見が出されれば、これを再検討する要があるので、50年度にも研究作業を続行せざるを得ないことになる。それで、50年度においてもこれらの事業を行う計画をたてたが、文部省と折衝の結果、これに要する経費は、従来の委託費ではなく国立学校特別会計に計上される見通しとなった。お手許の「資料10」はその50年度の事業内容と予算措置を記したもので、これを本日午前開催の入試改善調査委

員会に諮った結果承認が得られたので、本理事会においてもご承認頂ければ幸いです。

ついで鶴田事務局長より次のとおり補足説明があった。

この入試改善関係50年度概算要求(案)の具体的な面についてご説明したい。この入試関係の調査研究については、文部省から委託費を受けて48~49年度でまとめることになっていた。しかし、49年度の調査研究が終って報告書が出来たととしても、これの公表は各大学のこれに対する意見をきいてからでなければならない。つまり、49年度の報告書の修正作業が50年度の仕事として残されることになる。それで最終報告書は50年度中に出ることになるが、これを49年度報告書とするか、50年度報告書とするかはまだ決っていない。

次にこの50年度事業の経費が国立学校特別会計に計上されるということであるが、これは49年度の積み残しの仕事を特別会計で処理するということである。特別会計に計上されると、その予算は大学経費に組み込まれ国大協には配賦されないことになる。つまり、この仕事に関係している大学——科目別研究専門委員会が設置されている大学に所要経費が配分され、従来国大協で扱っていた本部経費も東京大学の方に配賦され、国大協は所要経費を東大に請求して払って貰うという形になる。また、この事業に必要な要員若干名を要求しているが、これは委員会を設置している大学に配属される予定で、どこに何名ということは今は分っていない。

入試改善調査に関する50年度の事業につ

いて文部省と打合せた結果、別紙資料のような案となった次第であるので、よろしくご了承頂きたい。

以上の説明により異議なく本案を承認した。

(2) 特別委員会委員長および教員委員の選任について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

医学教育に関する特別委員会の清水委員長が、9月17日をもって学長任期が満了になり、特別委員会委員長を辞任することになるので、本日正午から開催された同委員会で後任委員長の互選が行われ、その結果、北村新潟大学長が後任委員長に決定されたのでご了承頂きたい。

ついで丁子事務局次長より教員委員の交代について次のような説明があり、了承された。

第6常置委員会の教員委員の欠員補充について、過般書面をもって後任候補者について賛否をお諮りしたが、その結果殆どの賛成が得られたので、神代和俊教授（横浜国立大）に委員に就任して貰う手続を進めているのでご了承頂きたい。

(3) 委員長報告と協議

1) 第1常置委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

第1常置委員会として二つのことをご報告したい。その一つは大学間格差是正の問題で、これについては前回の理事会でこの問題を整理して新設大学拡充特別委員会の方に回付し、本格的な審議をして貰うということの了承を得た。この整理の作業につ

き、最近2回に亘り小委員会を開いて審議し、別紙のような資料をまとめた。これは本日の審議対象になるものではなく回付する資料であるのでよろしくご了承頂きたい。

次は第6常置委員会から依頼のあった国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）の制度的問題についての検討のことである。これについては去る7月15日の常置委員会で検討したあと小委員会を設けて検討することになり、既に小委員会を1回開き、報告書（案）に対するアンケートも参照して制度的観点から検討を進めている。

2) 第5常置委員会

後藤委員長より次のとおり報告があった。

昨年11月に各大学に照会した「外国人教師、在外研究員、留学生に関するアンケート」の最終的とりまとめを進めており、来る秋の総会に報告する予定にしている。

3) 第6常置委員会

都留委員長より次のとおり報告があった。

前回の理事会で「大学財政小委員会」の設置を認めて貰ったので、目下その委員の人選を進めている。

4) 実施方法等調査専門委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

先程も岡本入試改善調査委員会委員長から報告があったように、共通第一次試験の研究を深める意味で「試験問題実地研究」の実施を計画している。これについては去る6月初めに全国7ブロックでこれの世話

をして頂く世話大学の学長、事務局長等にお集まり願ひ、各地区で500名の受験者に試験を実施して頂く依頼をし、承諾が得られた。その後、その各世話大学に設置された地区試験実施委員会の委員長および入学主幹等にお集まり願ひ、2回に亘り実地研究の実施についての具体的打合せを行った。それに基づいて現在受験者の募集も進められており(9月20日期限)、この受験者に対しては受験票や受験者心得等を送ることにしている。一方、この実地研究に使用する試験問題は、各科目別研究専門委員会の方で作成が進められ、既に印刷に回されている。今後は11月初めに地区試験実施委員会の委員長等に集まって貰ひ、実地研究実施上の組織について検討したいと考えている。

#### 5) 入試期特別委員会

相磯委員長より次のとおり報告があった。

入試期の一本化の問題については春の総会に報告して了承を得たのち、その際に報告したアンケートの結果を何の条件もつけずに文部省に報告した。文部省では、その後これを入試改善会議において検討しているようである。この入試期一本化の問題については先程も話があったように高校側から要望が出されているが、文部省としての考えが決れば、国大協に対し何らかの申し入れがあるものと思われる。それまでは本委員会としては状況を見守るということになる。

## (2) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和49年7月15日(月) 13.30~16.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

平田、大山、藤岡、林(金)、山田、戸田、谷口、円藤、黒田、外山各委員  
下沢、白田、綿貫、高田各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があったのち、前回(6月19日)の議事要録の朗読があり、一部字句修正をしてこれを承認した。ついで委員長より、過般の総会の際における本委員会の審議状況報告には、新設大学拡充特別委員会に関する事項は都合により触れないことにしたのでこの点ご了承願いたいと付言された。

### 議 事

#### 1. 第6常置委員会よりの要望事項について

初めに委員長より次のとおり説明があった。

このことについては前回(6月19日)の委員会でも協議したが、このたび会長より別紙のような第6常置委員長からの要望書の回付があった。この要望書は、第6常置委員会が作成した「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の今後の取扱いについての要望であって、この報告書(案)の検討を当委員会に依頼してきたものである。この第6常置からの要望書の内容は、待遇問題に立脚した教官に関する制度改革の問題である。それで、当委員会としてのこれの受け止め方であるが、この制度的な問題を待遇改善に絡めて扱うか、或いはこれを大学制度そのもの問題として扱うかの二つの立場が考えられる。この点が第一の問題であるが、その審議に入る前にまずこの文書を朗読することにしたい。

ここで事務局より要望書の朗読があり、続いて委員長より更に次のとおり述べられた。

この文書は当委員会のほか大学運営協議会の

第1研究部会および第2研究部会にも会長から回付されているが、当委員会としてはこれをどういう態度で受け止め、どう審議を進めて行ったらよいか。前回の委員会では、この問題は当委員会だけで結論の出せる問題ではないとの意見も出されている。それと、このことについての今一つの問題として文部省の教官等待遇改善研究調査会との関係の問題がある。これについてはこの文書の本文Ⅱにこの報告書案の作成の経緯が述べられているが、それによると教員等の待遇改善の調査研究のため文部省に調査会が設けられ、これに第6常置委員会の委員3名が参加し国大協の意見を反映させることになっている。しかし、国大協側の報告が遅れている関係でその審議が捗らず、そのため調査会の答申の時期が延期されているが、文部省としては来年度中には結論を得たいとしてそのスケジュールが組まれているとのことである。

以上のような諸事情を勘案しつつこの問題の取扱いについてご協議をお願いしたい。

これに対して概ね次のような意見が交された。

- この文書に附されている「附属文書」は要望書とは別のものとなっているが、この「附属文書」で述べられている職階制の改正、教授一本化という問題も当委員会の検討事項とされているのか。
- 第6常置としてはそのような主張も含めているものと思われるが、当委員会としてそれをそのまま取り入れるかどうかの問題である。
- 教授、助教授一本化の問題は、大学運営協議会の大学改革に関する調査研究報告書では後退しており、今更論議の対象にはならないのではないか。

- 大学運営協議会の昭和46年の報告とその後の48年の報告では職階制に対する見解が変わっているが、現在における国大協の見解はどのようなのか。
- この「附属文書」のⅠの(ハ)では、通し号俸一本化、昇給曲線の是正等の待遇改善措置を実現するには職階制の手直しが必要であり、これは「現状の国家公務員給与の決定原則（国家公務員法29条～32条、62条～68条）からしても当然の論理的帰結である」と述べられているが、その当然の帰結であるという点は説明をきいてもよく納得できなかった。給与改訂しようとするには給与体系を一本化しなければならないという論理が未だに分らない。
- この報告書（案）は給与改善でなく待遇改善である。第6常置としてはこの待遇改善の立場から職階制、更に任期制を考えているが、第1常置としてはそのような発想でなく、教授一本化にすれば講座制との係わりが生じ、大学における研究教育体制の問題になるという、組織や体制の問題としてこれを取りあげることが考えられる。もう一つは、この報告書（案）に直接当たってみて、その方向を検討する中で組織、制度の問題を究明して行くという取り組み方もある。
- 教授登衡制といっても、お互いが業績評価をし合うことになるのでむずかしいのではないか。人間関係のことも考慮に入れなければならない。  
ここで、論議を進める上で、「この報告書（案）に対する各大学の意見の集約」を朗読したらどうかとの提案があり、事務局よりこれの朗読があったのち更に論議が続けられた。

- 第6常置としては制度に関わる点は関係委員会でも検討してほしいということであるが、制度的改革がなければ教官待遇の根本的改善はできないと考えている。
- 先程の「待遇改善には職階制の手直しが必要なのは国家公務員法からしても当然の帰結である」という点は、関係法文を調べてもその結びつきがよく分らない。「職階制に基づいて給与を支払え」ということはいわれているが、それがどうして職階制の改革に結びつくのか分らない。
- 教授と助教授とでは職務と責任が違う。その違いで給与の差がはっきり区別されるので、それをなくすために一本化しろということではないか。
- 通し号俸一本化という基本的な考えと、もう一つはこの附属文書に述べられている「教授・助教授・講師の間では研究教育職能や責任の上で殆ど差がなくなっている学問分野が大勢を占めている」という認識の両者が重なって職階制の改革案が出てきているのではないか。
- 通し号俸一本化を図るために職階を一本化しなければならないかどうかは一つの問題である。
- 文科系の場合には教授・助教授・講師の間で研究教育職能や責任が余り差がない場合があり得るが、自然科学系の場合は事情が異なっており、そう簡単には考えられない。
- この報告書(案)に対しては各大学から種々な意見が寄せられているので、それらの意見を無視して審議を進めることはできないのではないか。各大学からの生のデータを検討する必要があるのではないか。
- この第6常置からの要望の扱い方には二つの立場がある。一つは待遇改善を立脚点としての立場であり、他は制度そのものを問題とする立場である。第1常置としては後者の立場を取らざるを得ないが、その立場から検討して第6常置の考え方の共通面が得られればそれはそれでよい。まず、この問題を研究教育体制の観点から取り上げ、その立場で意見をまとめてみるのがよいのではないか。
- 待遇改善の立場から他動的に制度的問題を取り上げるのでは検討の仕様がでない。
- 大学運営協議会の第1、第2研究部会にもこの要望書が渡っているので、合同で協議することも必要かも知れないが、それはそれとして第1常置としての意見はまとめなければならない。
- この待遇改善案が出来た経緯について、何が客観的に真実なのか不明な点がある。教官の待遇改善について人事院や文部省の意向は果たしてどうなのか。まず、事の真相をはっきりさせることが大事である。そうしないとこの改善案に賛成も反対もできない。
- この報告書(案)が各大学に送られてきたが、意見提出までの期間が短かったので十分な検討ができなかった。それと、このアンケートが正式なアンケートでなかったため、個人的な意見も出されており、また回答しなかった大学も多い。そのような事情から、先般の回答の結果は正式な国立大学の意向表明になっていない点も念頭に置かなければならない。
- 給与改善は給与法の問題で技術的な問題が多い。このような問題は本来第1常置で取り上げるべき問題でないともいえるが、かつての第1常置からの第6常置への回答文書で、職階制、任期制等の制度的問題は本来第1常

置で検討すべき問題であると答えているので取り上げざるを得ない。しかし、その取り上げ方が問題である。給与体系との関係ははずして検討すべきであると思う。

- この制度問題については、大学運営協議会の改革案が出たばかりの時点でまた別の意見を出すようなことになると問題になるのではないか。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のとおり提案された。

この要望書を第1常置の立場—制度問題検討ということで取り上げたい。それには、これまでのこの制度問題についての研究経過と、この報告書(案)についての各大学の意見の生のデータも参考にして検討して結論を出す。また、必要により第1、第2研究部会とも連絡をとることを考慮する。以上の方向で進めるため、まず小委員会を作り、そこで一応の原案をまとめ上げることにしたい。

以上の提案を了承したのち、小委員会の構成と開催期日を次のとおり決定した。

構成：加藤委員長、山田、戸田、円藤各委員、白田、綿貫、渡部、福与、遠藤、高田各専門委員 以上10名

開催期日：8月23日(金) 13.30より

なお、第6常置の報告書(案)に対する各大学の意見のコピーを各小委員会委員に送付することとした。

## 2. 今後の審議事項について

### (1) 大学間格差問題について

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

前回の委員会で、この大学間格差問題は新設大学拡充特別委員会の方で検討して貰うということになり、これを引継ぐにはこ

れまでのデータのまとめが必要なので、その作業を小委員会で行うという了解となった。それで、この作業の具体的な点について審議をお願いしたい。

このことについて協議の結果、次の諸点が決まりました。

- 小委員会の構成は次のとおりとする。

加藤委員長、藤岡委員、下沢、渡部、安盛、稲野各専門委員 以上6名

- 小委員会の開催期日は8月9日(金)(13時30分より)とする。

- 小委員会開催までに次の2資料の補正を行う。

- ・第1常置委員会格差是正小委員会中間報告(1972. 11. 13)……下沢専門委員担当

- ・資料(47.6)……稲野専門委員担当

なお、新設大学拡充特別委員会には事務局長である専門委員がいないので、第1常置の事務局長専門委員に兼任して貰う措置を講ずることとした。

### (2) 技官の待遇問題について

このことについて委員長より次のとおり提案があり、了承された。

この技官の待遇問題は第6常置とも関係のある問題であるが、以前に私がこの問題を提案したことがあり、これに関する資料があるので、これを中心に小委員会を設けて検討したいと思う。この技官の待遇改善のことは趣旨としては問題ないが、技官の大学における管理運営上の位置づけに問題があるので、その制度的な面についての検討を本委員会で行いたい。

### (3) その他

過般の総会で決議された「第3次定員削減の問題」ならびに要望書が出された「物



価高騰に伴う補正予算の問題」のその後の措置、これらの見通しなどについて懇談が行われた。

以上で本日の協議を終り、最後に委員長より委員会の今後の予定について次のとおり述べられ、了承された。

- 格差問題の小委員会の方は、その作業が順調に進めば、作成された資料を直ちに新設大学拡充特別委員会の方に回すことにしたい。
- 親委員会の開催は、第6常置関係問題の検討小委員会の審議の進行状況のみを追って定めることにしたい。

### (3) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和49年9月26日(木) 11.00~12.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 都留委員長

石原、太田、神代、佐野、中村各委員  
福田、岩田、稲野、長谷川各専門委員  
都留委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、都合で急遽会議開催を決めたため通知が遅れご迷惑をおかけしたと挨拶があったのち、今回新たに本委員会に加わることになった神代(横浜国立大教授)、吉井(茨城大教授、欠席)両委員ならびに岩田(東大事務局長)、長谷川(横浜国立大事務局長)両専門委員の紹介があった。

#### 議事

#### 1. 昭和50年度予算に関する要望書について

初めに委員長より次のとおり述べられた。

この翌年度文教予算に対する要望書の提出は例年行っていることであり、今回の要望書の作業については既に理事会において当委員会に一任となっている。それで本日この委員会開催前に小委員会を開いて文案の検討を行った。その

結果、一応の腹案が出来上がったのでここにこれをご披露し、ご意見を伺って修正を施したうえ執行部に提出することとしたい。

以上の説明ののち小委員会で検討した要望書草案の朗読があり、ついでこれについて委員長より次のような補足説明が行われた。

この要望書の体裁は従前どおり「前文」と「要望事項」の2つの部分に分けられているが、その内容について従来のものと異なった点をここに紹介したい。

#### ◎ 「前文」について

○ 前文の初めに、これまでの要望に対し関係当局が種々配慮してくれたことについての謝辞を入れた。

○ しかし、これまでの配慮にも拘らずなお不十分な点があるということで、次の重点事項について一層の配慮を要望した。それは、①教官研究費、②施設・設備、③教職員定員、の3つでこれらの改善について特段の配慮を要望した。

○ そして更に、高等教育の量的拡大に偏することなく、既存の部面についての質的向上を図られたい旨を強調し、それには予算積算基準の改定が急務であることを述べた。

○ 最後に今回の第3次定員削減計画のことに触れ、国立大学の教育研究機関としての特殊事情を考慮し定員確保の配慮をされるよう要請した。

以上のように今回の要望書では、前文の中で説明的な要点を述べ、そのあとに要望事項として具体的事項を列記する体裁とした。つまり、前文は縦糸、要望事項は横糸というような組み立て方とした。

#### ◎ 「要望事項」について

○ 新しく設けた項目

- I-2-1「教育研究用特殊装置の整備充実」
  - I-3「研究安全体制の整備充実」
  - I-4「不足および老朽建物の整備ならびに基幹整備の促進」
  - II-1「育英奨学事業の拡充」。これを新しく入れた関係でIIの大項目の見出しは「育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実」と改めた。
  - III-4「診療管理費の増額」
  - IV「事務機構等の整備充実」。これを新たに大きな柱として取り入れた。
  - 独立項目に改めたもの
    - I-5「大学院の整備充実」。なお、5-1(2)「大学院学生にかかる学生当積算校費の抜本的増額」はI-1-1(1)「教官当積算校費および学生当積算校費の増額」と重複する点があるが、強調の意味でここに取り上げることにした。
  - その他
    - I-6-1(4)「医学教育の拡充整備」については、新設医大の問題や基礎系教官不足の問題等若干問題点があるが、それらのことについては要望書提出の際口頭で説明することにする。
    - I-9「国際交流関係経費の増額」の内容は従来より具体的なものとした。
    - II-5「共同利用研修施設の整備」の見出しは、従来は「……の設置」となっていたが今回これを「……整備」と改めた。
- 以上のように今回の要望書は従来のものとは比べ前文、要望事項ともに相当の改変がみられるが、この原案について内容、表現等に関しご意見があれば承りたい。
- 以上の説明に対し次のような意見が述べられ

た。

- III-2「看護業務要員の増員」のところは、「増員」だけでなく「処遇の改善」も付け加えた方がよい。
- I-3-1(2)「R I 関係施設の整備充実」の「R I 関係施設」という表現は一般に理解しにくいと思われるので「放射性同位元素利用施設」というように改めた方がよい。
- 「前文」の最後の段落の個所にある「第三次削減」の字句は「第三次定員削減」と明記した方がよい。

以上のような意見が述べられ、これらをいずれも取り入れて原案を別紙のように修正した。

なお、この要望書の提出先については、従来は文部、大蔵両省だけであったが、今回は定員問題に関する要望も含まれている関係から行政管理庁にも要望することとし、これの提出時期は来る10月4日（金）とした。

以上で予算に関する要望書についての審議を終り、ついで委員長より、給与問題小委員会作成の「国立大学教官の待遇改善に関する報告書（案）」の取扱いについてのその後の経過報告と、これに関連してこの教官待遇改善問題の今後の見通しに関する説明があり、更に、大学財政小委員会を早急に発足させ、予算積算基準、施設基準等の改定について検討を始めたい旨が述べられた。

#### (4) 医学教育に関する特別 委員会議事要録

日時 昭和49年8月19日（月）13.00～16.30  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 清水委員長  
白淵、加藤（代栗冠）、豊田、飯島、  
北村各委員

尾島, 中川各専門委員  
清水委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から, 本日は前日に引き続き「医学教育改革に関する調査報告書(素案)に対するご意見」を基にして, その中の「卒後教育」のところから意見交換をお願いする。とあいさつがあった。

ついで, 前回(6月17日)議事要録の朗読があり, 一部字句を修正したのち, これを承認した。

### 議 事

#### ◎ 医学教育改革に関する調査報告(要綱素案)に対する各大学意見について

前回に引き続き, 資料<医学教育改革に関する調査報告書(素案)に対するご意見>を基にして, その各項目につき概ねつぎのような論点を指摘しながら意見交換が行われた。

- 医師の使命であるが, これは単に病気を治療するという点だけに留まるものではないと思う。現代, 未来の医師は病気の治療だけでなく健康の問題を取り上げて行く使命があるはずである。
- ◎ 卒後教育
  - A 大学院
    - 医学の分野においても, 文部省ならびに設置審議会の考えの中には, 独立大学院のことが問題となっており, 大学院専任の教官を置き, 専有の施設を設けるなどして, 大学院制度を確立しようという意見がでてきて大分問題が広くなってきている。これが現実化するまでにはまだかなりの期間を要することであるが, その点を含んで卒後教育の問題を述べてほしい。
    - 医学教育の大学院においては, 時間割を設け, それに基づいて講義・演習をやっている

ところはまずない。大学院生の殆んどが助手と同じような研究と業務に従事しているのが実態である。

- 日本の医学教育における大学院のあり方ははっきりしていない。学位を貰うためのものだけになっている。教官になるためには, その専門科目の領域を一応カバーできる者でなければならないのであるが, 日本の場合は教官自体のテーマが狭くなっているから, 広い視野をもった研究者を養成するには一つの大学だけでは無理ではないかと思う。大学院生はどの大学に行っても研究できるような仕組みにしないと成果は期待できない。
- 独立した大学院を確立する必要がある。いまの形では講座制に縛られ半分は臨床をやしながら研究をやっているのだから時間が足りない。
- 問題は, ロードに対してレギュラースタッフが足りないということである。臨床においても1:1:2の講座陣容ではカバーできない程のロードを負わされている。したがって, 大学院学生は準レギュラーメンバーとして扱わざるをえない。それが個人教育的意味もあるが講座編成を変えるなど, 基礎構造の変革がなければ十分な大学院教育はできない。
- 医学部の大学院生は, 学部教育を終えて研修医になっている者と殆んど同じことをやっている。たとえば工学部の大学院のように大学院でなければならないというような大学院自体の特色がない。にもかかわらず, 医学部が大学院に固執するのは, 教官の待遇あるいは大学の格付のようなものであって, 大学院がなければ大学ではないというような考え方があるからである。
- 都会の医学部の大学院は, すでに有名無実

になっている。ところが、地方大学では大学院がなければ教官のなり手が無い。そこで大学院は学部卒業者の足留に利用するという弊害がある。これは古い考えかも知れないが、そういう意味で大学院は置かなければならないといわれている。

- そのことは、ことに基礎医学に多い。もう一ついえることは外国、日本を問わず、実験講座についてレギュラースタッフ、定員をふやすことには別の問題がある。けれど大学院を廃止しても、レギュラースタッフと卒業生との間にリサーチフェロー的な何かを置かなければならなくなるからである。したがって、医学部が大学院を返上するという議論をするには、単純に大学院を解消するというのではなく、リサーチフェローあるいはトレーニングフェローの制度を積極的に取り入れよ、ということにならざるを得ない。もし、それを大学院という名称で呼ぶのなら、やはり大学院それ自体の構造改革ということになる。
- つまり、それは授業料をとるかとの違いがあるだけのことである。世界的な勢としては正にそのとおりであるが、日本にはそのようなフェロー制度がない。後継者養成のための、国家財政のあり方に根本的な問題があるといえる。
- 医学部に限らず、ドクター制度の給費制ということがいわれた時代がある。これには問題もあるが、医学部がこれら提案するとすれば、むしろはっきりとリサーチフェロー、何々フェローと提案していけば、話題もまとまる方向に進展するのではなからうか。
- 大学院の問題に関連して学位制度のことがある。日本では学位に対する意識はまだ強

く、医学博士に対する社会一般の評価も高い。そこで大学院を対象にして学位制度の問題は考えなければならない。後継者養成のためのシステムは、如何ような制度でもよいわけである。そして、それが学位を授けることのできる仕組みになっておれば、いまのようなデメリットのある大学院よりはすぐれたやり方が考えられると思う。

- とにかく教官待遇、積算校費のあり方を、大学院のあるなしによって差別するような、いまのシステムは変えないと、独立大学院も連合大学院も、その実現は遠のくだけである。このことについては文部省の考えも変わりつつあると思う。
- 国大協の立場として、他の学部が大学院を設けようとしているときに、医学部だけがそれに逆行する姿勢をとることに抵抗はないであろうか。
- 修士コースは、その性格も変ってきたから問題も異なる。たとえば教員養成の学部・大学はこれからも修士コースは増設する意向である。博士コースのあるところは、医学部のある大学を除けば極く少数で、そのこと自体に矛盾もあるが、これを全大学に置けということは国大協はいわない。教員養成特別委員会での議論は博士コースレベルの問題についてであるが、これは、他の学部に迷惑をかけないような形態で提案するのであるならば、国大協の立場も動揺するというにはならないであろう。
- したがって、医学部は特殊だからということで、それには先程のフェローの制度をもって答えるということではなく、現実的に、それぞれの学問の性格に対応した大学院システムを形造っていくという考え方で充分であ

る。つぎに、そのために医学部は、大学院のある大学より格付が下回るようになるというような危惧もないと思う。

- 大学行政の構造改革があれば、教官待遇の問題も、行政技術の面から変えなければならぬことは当然のことである。仮に医学部が、大学院のある他学部よりも、格付が下回ることがあるとすれば、国大協全体の考えとしては、少なくともあらゆる大学・学部の格差解消の問題をもって受け止めることになる。さらに、それだけのことにこだわって、すでに形が固化した現在の大学院に執着していることは余りにも消極的に過ぎる。むしろ医学部格下げの危険性は、いまのように医科大学を濫造し、その質を低下させることに問題がある。
- 医学修士の問題で、とくに基礎医学に多いが、医学部以外の卒業生で医学修士の学位があれば、それをとりたいために入学してくる者がかなりいる。これらの者にある程度の医学の知識を与えて、修士の学位を授けることはどうであろうか、という意見がでてくる。
- そのことについては、学術会議では熱心な議論が進められている。医師ではないが、医学関係の仕事に従事しようとする者のために新しい道を開くことになる。問題はその定員、規模、扱い方など詰めなければならない幾つかの問題がある。
- 医学修士の制度を確立するとなれば、医療体系の中でどのような位置づけにするかの問題もある。現在のような医療体系で、たとえば老人医療も国民の保健管理も、すべてに開業医が当たるのであれば医師はどれだけでも足りない。しかしいまのような状態で

の医師養成は、ある分野にはダブツキの現象が生ずることになり、必要面のカバーはできないという事態になる。基礎的なプランニングがさきに確立されなければならない。

- 専門医制度のことであるが、これは厚生省の行政面で検討されてよい問題である。
- たとえば麻酔は一つの資格として認められているが、それ以外の専門医というのは、学界だけでいわれている名称であって、医療制度の実際面では漠然としたものであってまだ定着してはいない。
- 専門医制度にはあえて触れなくとも、大学院制度の臨床面については、なお慎重に検討する必要がある、という程度のことを述べておくことで充分であろう。

#### B 研修医

- 純然たる意味での研修医ということなら厚生省の所管になるが、実際問題としては、卒業教育の一貫として大学にその教育を負わされているのが実状である。そこで大学院とどこにどのような相違があるかの問題がある。
- 大学では、研修医の教育までやる余裕はないといっている。厚生省は、研修医専門病院の設置には消極的である。レジデント制のこともあるが日本ではまだ定着しそうではない。
- レジデント制については、一方では関連病院を強化するという意見があるが、他方では、逆に大学病院を縮小するというように相反する意見がある。
- アメリカで行われているレジデント制は、レジデントそのものに相当の責任が負わされている。日本で考えられているレジデント制はかなり違ったイメージがある。
- つぎに研修医の定員の問題がある。この定

員をどのような基準で決めたのかその経緯は明らかでない。とにかく卒業生全員を受け入れるだけの定員はきていないことだけは事実である。

- そうかといって研修医の定員だけをふやすことが能ではない。教官スタッフのこともあり、それに、大学の臨床教育はどうあるべきかの問題がある。さらには教育能力の余裕がないということは、財政規模、地域医療の問題とも係わりがあることで、何を目標にして能力のあるなしをいっているのか明らかではない。
- 表現上のことであるが、「積極的にレジデント制を採用する等実力のある医師を養成すべきであろう」というのは、やや曖昧ではなからうか。
- 研修医制度の問題は、その他にベッド数が、教育に支障を来たさないという適正規模の問題があり、つぎに日本では特殊な患者だけを集めることの困難な問題もある。
- 研修医を、大学病院が受け入れなければならないのであれば、それに相応した条件を整備せよ、ということは主張できる。しかしそれを十分に生かす責任は大学にある。
- つぎに考えられる問題として、病院長の管理能力のことがある。大学病院が大きくなればなる程、困難な問題に直面せざるをえなくなる。
- ◎ 生涯教育
- 生涯教育については、まず医師会が責任をもつべきではなからうか。大学はそれに協力するというところでよしいのではないかと思う。
- 生涯教育に関して、大学がなしうることは二つのことがある。その一つは医師会等が

生涯教育的な機関を設けた場合に、大学教育がそれに協力すること。もう一つは、大学の施設、機能の限度はあるが、その地域の医師の研究のために開放することである。なお、その他にテレビ、ラジオによる医学の放送、あるいはテレホンサービス、巡回講座等が考えられる。

- 生涯教育に、大学が協力する余地はたしかにある。しかしそのプランニングができた場合、文部省、厚生省なりがそれだけの予算措置を講ずるというシステムがなければ実現は困難である。医師会に熱意があって、大学の協力があればかなりの成果が期待されると思う。
- 大学院のことが、卒後教育の中で論じられようとしているが、「卒後教育」ということは医学部だけにある特殊性であろうか。卒前と卒後はどの時点で区分けするのか。大学院問題は、別に一項を設けて独立に論ずるだけの重要性はないのであろうか。
- これは、大学教育をどうみるかということである。修士課程修了程度をもって大学教育の完結という考え方もありうる。しかし、いまの大学制度では学部教育が基本で、大学院は、その上に被せたものであるというのが一般の通念である。医師免許証も学部卒業者に与えられるのだから、それ以後の教育という意味で卒業教育といえないことはない。ただ、卒後教育という言葉が適当かどうかは検討の余地がある。また、わざわざ卒後教育といわなくとも、大学院の問題と研修医の問題は別に分けて論ずることができないではない。
- ◎ 附属病院
- まず、適正規模の問題がある。

- つぎに病院問題の解決には、それと平行的に看護婦の問題やパラメディカルの問題を解決しなければならない。
- 増床の要求は少ない。むしろ看護婦の増員要求が全国的な問題として強く現われている。
- 表現上のことであるが、「関連教育病院は、大学の附属病院とはちがった症例の教育的利用と考える」というのは検討の余地がある。
- 附属病院のない医学の大学が、日本では行われうるかどうか、そこに関連病院の問題がでてくる。臨床教育のための病院がなければ臨床の教育はできない。教官が関連病院と兼務になっておれば話は別であるが、当分は医学の大学を設けるには附属病院は置くことになるう。
- 医学部と附属病院の予算関係およびその管理のあり方の問題がある。
- 大学の管理体系における病院長の位置づけの問題がある。
- 現在の病院構成の中には、純粹の意味での診療科だけが組み入れられている。これからは病理、細菌、社会医学系などにも、それぞれに対応する診療科的な機能をもつ組織もとり入れ、それらが基礎医学講座と密接な相関をもちながら運営されていくことが望ましいと思う。
- ここでの根本的な問題は、附属病院と医学部の分け方、その相関関係のあり方に根差していると思う。
- 文章表現のことであるが、「附属病院は、医学教育のためには……」とある個所は、「医学の教育と研究のためには……」とするのが相応しい表現ではないかと思う。
- ◎ 研究体制と研究者の養成

- 医学教育の後半を、医師養成課程と研究者養成課程に分けることはどうか、という説があり、それに対して、二つに分けると医学部に来る者がいなくなり、医学部は崩壊することになる、という意見がある。
- 現在の講座制は、いわば跛というか、不完全な編制になっている。先程の議論にもあったように、充分な技術職員でもおかれているのであれば、かなりのことをカバーできることになるが。
- 最近では、大講座制ということがいわれている。医学部の講座の枠も今では狭いではなからうか。

概ね以上のような論点を挙げながら、意見交換が行われた。

つぎに委員長から、各専門委員がつぎのとおり、分担し、本日の意見をふまえながら、たとえば「研究所に関する調査研究報告書」の形に準じて、原案を作成することにはいかがかと提案があつて、これを了承した。

なお、提案担当者は、これまでに述べられた意見のみにこだわることなく、広い観点から忌憚のない意見を述べて原案を作成し、最終的にはその原案を基にして、この特別委員会がまための調整をして承認するという手順で今後の作業を進めることにするなどのことを了承した。

「医学と医学教育の目的」から「学部卒業」まで  
中川専門委員  
「大学院（あるいは卒後教育）」から「生涯教育」まで  
尾島専門委員  
附属病院  
松本専門委員  
研究体制と研究者の養成  
尾島専門委員  
教育、研究と診療の要員の増加  
松本専門委員

なお、報告書原案ができたなら、それを各大学

に送付して再度意見を求めることはせず、この特別委員会の責任において報告書原案を完結することにする。

今回は、提案担当者の草稿ができた段階で専門委員会を開催して検討する。その後、専門委員会の原案ができあがった時点で（今年中に）親委員会をひらくことを予定しておく。

## （５）医学教育に関する特別委員会議事要録

日時 昭和49年9月13日（金）12.00～13.30

場所 学士会分館1号室

出席者 清水委員長

白淵，加藤，相磯，北村（四），釜洞，  
北村（義）各委員

清水委員長主宰のもとに開会。

議 事

### ◎ 委員長互選ならびに医学教育改革に関する調査研究報告の取扱について

始めに委員長からつぎのように述べられた。

医学教育改革に関する調査研究報告書のことについては、前回（8月19日）をもって実質的な論議を一応終り、いま専門委員会において手分けして、その原稿を作成中である。順調にいけば、今年中には専門委員会としての原案がほぼまとまる段階まで進んでいる。予定としては来年春の総会に提案し採択をお願いすることになっている。

さて、わたくしの学長任期が来る17日をもって満了することになるので、早速のことではあるが、後任の委員長をお決め願いたい。本来なら投票により決定することであろうが、とくにご異議がなければ、話し合いのうえでお決め願ってよろしいかと思うので、よろしく願いたい。

これに対し、とくに異議がなく、協議に入り互選の結果、新潟大学長 北村四郎委員を次期委員長に選任した。

つぎに、新委員長より就任受諾のあいさつがあつて閉会した。

## （６）図書館特別委員会議事要録

日時 昭和49年8月7日（水）13.30～16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷口委員長

実方，広根（代久保），今井，北村，  
各委員，高木臨時委員

吉田，日高，深川，佐藤，佐竹各専門  
委員

谷口委員長主宰のもとに開会。

はじめに、委員長から、つぎのように述べられた。

本日は、昭和50年度予算に関する要望書とアンケート調査のまとめの二つの議案につき協議願いたい。要望書については6月の総会において、この特別委員会が昨年の要望書をさらに敷衍する方針のもとに検討を重ね、文案ができ次第、会長および委員長の責任において文部省はじめその他の関係機関に提出することが了承された。そこで本日この委員会において別紙の要望書案が承認されたならば、早速それを会長に供閲したのち、明日、文部省その他の関係機関に提出し要望する予定にしている。

その内容は、昨年提出の要望書と基本的には変わっていないが、物価高に即応する考え、学術研究資料等の収集・保存・利用の機能をもつ新しい機関の設定、今回のアンケート調査の結果に表れた最新の数字を取り入れるなど、小委員会において数回にわたる検討を重ねてまとめたものである。



つづいて前回（4月23日）議事要録の朗読があり、2P②のところに、「定員は27名の増員となる。」とあるのを24名に訂正したのち、これを承認した。

## 議 事

### 1. 昭和50年度予算に関する要望書について

これについて、まず高木臨時委員から、「図書館近代化のための予算措置」の項につき、つぎのような説明があった。

この項の要望の内容は、昨年よりもその事柄が重要になった。それは従来の図書館に対する批判と改革ということから、図書館情報学の問題と密接な関係をもって、保存図書館あるいは学術図書館ということも具体化の方向で考えなければならなくなってきた。このことは、自然系にその動きがあるばかりでなく、人文・社会系の学問領域においても同様のことが強く叫ばれている。しかし、これは一つの大学だけではその実現が望めない大きな課題である。さらに、この課題は、学術会議での議題にもなっており、また図書館協議会の要望書にも採り上げられることになった。なお最近な動きとしては、さきに吉川情報図書館課長が、この特別委員会の小委員会に出席されて、学術会議から出された答申〈学術図書館の設置について〉につき説明があった。そのような動きにも呼応する意味において、これが実現のために、さしあたり、昭和50年度においては、内外の実態調査および学術情報の収集・処理機構の策案のための調査費を予算化すべきである。という趣旨を述べることにした。

以上のような説明があったのち、原案どおり承認し、これにより明日、委員長に谷田、今井両委員が同行し、文部省その他の関係機関に要望することにした。

### 2. アンケート結果のまとめについて

これについて、委員長からつぎのような経過説明があった。

第二次報告書作成の前提として、さきに各大学に対しアンケート調査を行ったところ、各大学から熱心な回答が寄せられた。当初はその結果報告を第二次報告書の末尾に付録として添付し、ことを済ませようと考えたこともあったが、集計が進むに従って、この調査結果自体が貴重なものであることが明らかになった。そこで、これを報告書とは別冊にまとめて各大学に配付すれば、図書館の運営だけでなく、改革にも資するところが少なくないということに小委員会の見解が達したので、第二次報告書を公表する前に各大学に配付することに、当面の方針を変更することとした。そのとりまとめの作業もほぼ完了間近になっている。ついでには各担当者からまとめの概略を説明願いたい。

以上のような委員長の説明があったのち、まず日高専門委員から資料〈まえがき〉を基にしてつぎのような趣旨の説明があった。

アンケートの調査結果は、第二次報告書に添付することにしていただ当初の方針を変更し、これだけを独立にまとめて、各大学に配付することになった。勿論これをまとめるに当っては、各担当者は、可能な限り主観を排し客観的な見地から作業を進めている。ただ各大学のご了解を得たいことは、初めにこのアンケート調査を各大学にお願いした際に、回答の文面は、この委員会だけの報告に止め、その他には公開しない原則になっていたのであるが、調査結果に現れた内容がいかにも貴重な事項を包含しており、なお再三このような調査を行うこともできないので、特定の大学に差し障りがなく、とくに迷惑をかけることでもない事項については、

一種のプライバシーの侵害になるようなことは極力避けることにすることを前提の条件として、ある程度のことは文案の中に採り入れることを確認願いたいと思う。このことについて委員会の了承が得られるなら、その趣旨をまえがきの中に書き入れて練り直し、次回の小委員会において協議することにした。

これに対し異議なく承認した。

つづいて各提案担当者から、それぞれつぎのように、前回以後のアンケート結果のまとめの進捗状況につき説明があった。

- (1) 大学図書館の組織・機構と管理・運営について  
今井委員
- (2) 大学図書館における研究・教育について  
今井委員
- (3) 大学図書館と司書職制度について  
深川専門委員
- (4) 大学図書館における情報処理と機械化について（森口専門委員欠席のため省略）
- (5) 大学図書館の建築と設備について  
佐藤専門委員
- (6) 大学図書館の予算について  
高木臨時委員  
吉田専門委員
- (7) 図書館学の拡充強化について  
深川専門委員
- (8) 大学図書館の集書方針について  
日高専門委員

以上のように、前回に引き続きまとめの概略につき説明があった。これに対し、述べられた主な意見はつぎのとおりであった。

- 大学の固有な名は、建築設備の項について載せることにはとくに疑義はないが、それ以外の項のところでは載せないことにする。
- 図表だけの項については、わかりよく多少

のアプローチをつけることにする。

- 次回までに原稿を完了することにする。
- ほぼ原案の形がととのった時点で親委員会を開催することにする。

次回は 9月6日（金）10時30分～

小委員会

9月6日（金）13時30分～16時

親委員会

## (7) 各科目別研究専門委員会 委員長連絡会議議事要録

日時 昭和49年7月24日（水）10.00～13.00

場所 東京大学附属病院構内好仁会会議室

出席者（入試改善調査委員会）

岡本委員長、谷田副委員長

（実施方法等調査専門委員会小委員会）

湊、丸井、細川、菅、長瀬各委員

（コンピューター専門委員会小委員会）

湊（再掲）、清水、土方、安井各委員

（科目別研究専門委員会委員長）

松村（国語）、勝部（倫・社）、碧海

（政・経）、木村（代熱田）（日本史）、

山田（世界史）、浮田（代水山）（地

理）、柘植（数学）、松村（物理）、中

村（化学）、永野（生物）、橋本（地

学）、梶井（英語）各委員長

岡本入試改善調査委員会委員長主宰のもとに開会。

初めに岡本委員長より次のような挨拶があった。

本日は実施方法等調査専門委員会小委員会、コンピューター専門委員会小委員会、科目別研究専門委員会委員長の合同会議を開き「試験問題実地研究」に関して種々打合せを行いたい。前回、5月1日に実施方法等調査専門委員会、

コンピューター専門委員会、科目別研究専門委員会委員長の合同会議が開かれ、その後6月10日に世話大学の打合せが開かれ、その結果に基づいて試験問題実地研究に関する依頼状の作成、実施委員の委嘱、科目別の問題作成のはこびになった。今回は各科目別研究専門委員会からの試験問題作成についてのご報告、問題の提起をして頂くわけであるが、その前に実地研究実施要項等の一般問題についてご議論をお願いしたい。

ついで事務局より配布資料について説明がなされた。

続いて資料4の5月1日の議事要録(11頁上から5行目以下)朗読、更に資料5の6月10日の議事要録朗読があった。

#### 議 事

#### ◎ 試験問題実地研究の問題作成について

初めに委員長より、資料3の実施要項にしたがって試験問題作成に当って頂くわけであるが、その前にいろいろな問題点、とくに各科目別に既に問題点がでておれば、ここに出して頂いて、その議論をふまえて問題作成に当って頂くようにしたいと述べられた。

ついで鶴田事務局長より次のとおり説明があった。

科目別専門委員会でご留意願いたい項目は要項中 13. (試験問題およびマークシートの原稿作成と送達)の期限が8月31日であること、14. (試験問題およびマークシートの校正・印刷)における協力、15. (試験問題の採点基準の作成・報告)における期限が11月10日であること。であり、コンピューター専門委、実施方法等調査専門委は 17. (試験問題・マークシートの分封・送達)の期限が11月15日であることにご留意ねがいたい。また、要項末尾にある日程

中、2.の地区試験実施委員の委嘱は6月30日となっているが、まだ全部は出揃っていないので委嘱状は出していない。委員長は皆決定している。3.の趣意書は日程どうり出来ている。5.の地区試験実施委員長会議の第1回は本日午後開催する。以下この日程に従って進行したいのでよろしくご了承頂きたい。

以上のことに関し次のような質疑応答が行われた。

1. 5月23日の会議のときに、試験の成績を科目間の調整に利用するよう意見が定っていたかと思っていたが、6月10日の会議の議事要録(資料5)の3頁下から5行目には「試験をする方と受験者の双方がその成績を知るための試験ではない」とあり、受験者はともかく試験をする方が「成績を知るためではない」と言うのはおかしい。これは個人的見解ではないのか。
2. 資料7の末尾に「出題の範囲は高校三年終了までとしていますので、11月下旬の段階では解答ができないこともあり得ますが、その部分はブランクにして差支えありません」とあるが、自分達は11月末実施とのことであるので、問題作成に当っては10月末までの範囲で考慮している。したがってこのような表現はいらぬのではないか。高校側がこれをどのようにとるであろうか。  
[各高校の進捗はいろいろまちまちであるので、もしやっていない範囲がでて、苦情がでた場合の言いわけとしてこのように記した。それをやっていない場合は答えないでよいと言っているのである。本番では1月下旬であるのでそのようなことは起り得ない。]
3. 一つの科目を何時間かけてやるか、どう割り振るかを趣意書に書けないか。

〔1科目2時間くらいと考えている。2日目の11月24日はできれば午前中にすませたい。本日のご意見によって決めたいと考えている。〕

ここで趣意書(資料7)の朗読があり、更に討議が続けられた。

4. 我々は高校三年生を対象として、10月末までを考えている。それをブランクで良いとすると、その意味のブランクか、履修はしたが答えられなかった場合かの区別がつかないのではないか。
5. 6月10日の議事要録にはコンピューターのためのテストであるとされているが、事実そうであるのか。それとも試験をする側にとって成績が研究の材料となるような内容のテストであるのか、——表向きにはコンピューターのためとされても結構だが——内輪にとってはどちらなのか、統一見解をまとめて欲しい。〔実地研究実施要項では受験対象は高校三年生ということに決まっている。高校三年生となると旧課程とならざるを得ない。本番の時の出題の参考材料にするとすると新課程の問題でやらなければならない。それと旧課程の問題で受験させるとすると本番には全く関係のない試験をやったのでは受験生はモルモットではないかという高校側の意見もある。この委員会では試験の結果は高校にも本人にも知らせない建前できているが、高校側では知らせてほしいとの希望が強い。これらのことをどう考えたらよいかご意見を承りたい。〕
6. 広島地区では高校長側で、対象を三年生にしてもよいが、校長には内々で成績を知らせて欲しいという意見もあった。
7. 世界史は10月末の範囲で出題する。

〔全科目とも10月末段階で出題するということは困難ではないか。したがってそれに拘らず遠慮なく出題しても良いのではないか。〕

〔高校において進度の違いがあるので一率にゆかないのではないか。〕

8. 採点基準はそういう違いのあることを考慮してあるのか。

〔出題の側は10月末の範囲で差支えない。ただそれでも高校によっては進度の違いのためやっていない場合があるかも知れない。それはデータの分析がなされた上で考慮されよう。〕

概ね以上のような意見交換ののち委員長より、只今のご意見をふまえて趣意書の修正をしたい。後程修正案文を発表して審議したいが、ここで各科目別の報告にうつりたいと述べられ、各科目別委員長より問題作成の進捗状況について概ね次のとおり報告があった。

- ① 国語 6月上旬に集り検討した。現代国語、古文、漢文の3委員会でもまとめつつある。時間数、総点、問題数については、2時間、現代国語3題、古文2題、漢文1題程度に考えているが、やってみなければわからない。解答の選択肢は多くしたいと考えている。総点は100点にするか、200点にするか研究中である。〔注、後の議論で200点に決定〕
- ② 倫理・社会 4回にわたり会合して、問題の研究をした。前年度の問題についての反省、また最近あった筑波大学の入試の問題もなかなか良いので、その検討もした。1時間、100点で4問程度ということで4グループに分かれて研究中である。
- ③ 政治・経済 昨年度は横浜国立大学が引受けられたが、本年度は東大に移って委員

の大半が更新した。それで入学主幹の堀津氏がいろいろお世話して下さって、倫・社の委員会と連絡しつつ研究中である。8月中旬には問題を持寄り、マークシートにまとめる予定である。

- ④ 日本史 7月に二度ばかり会合を開いた。昨年はコンピューターの利用方法について十分理解していなかったのも、選択肢のつくり方にいろいろ問題があったが、本年はとくにそれを留意したい。先刻の10月末までの範囲か、全範囲であるかは問題である。

なお事務局長にお尋ねしたいが、私鉄の鉄道運賃が7月20日から値上げになったが、旅費はそれで出して差支えないか。

[事務局長 いたし方ないと思う。]

- ⑤ 世界史 日本史、世界史、地理の合同会議を開き、その後各科目別に集り検討し、7月25日までに問題を持寄ることにしている。8月半ばに3科目の連絡会議を開く。事務局長に伺いたい、報告書は12月末までとあるが、それは各科目別研究専門委がそれまでにデータを報告すればよいという意味か。

[事務局長 昨年度の報告書のようにであれば、各科目別研究専門委から出されたものを実施方法等調査専門委でまとめ上げるのに1月はかかる。各科目別研究専門委で12月末を目標としてお出し願えれば間に合うであろうと考えている。]

なお、この作業のまとめは夏は涼しい所でやりたいので、大学の職員厚生施設を利用したいが、差支えないか。

[事務局長 やむを得ないと思う。経理の点については入学主幹と相談されてうまく

処理して頂きたい。]

- ⑥ 地理 世界史の場合と同様に7月20日に問題を提出し7月30日にこれを検討し、8月20日を目途にまとめ上げる予定である。

- ⑦ 数学 これまでに3回会合を開いて問題はほぼ出来た。8月8、9日に最終的に決めることにしてある。現段階では内容は数学Iでやれる問題をつくるので、趣意書の中の数学II bは消して欲しい。

- ⑧ 物理 5月29日に集まった。7月30日、31日に集る予定で、8月23日に決定する予定である。1科目100点の予定で、国立大学の現在の受験生のレベルで問題をつくるつもりである。昨年度は選択肢のつくり方に若干問題があつて、コンピューター委員会で改められたそうであるが、それが意義があつたであろうか。そのデータを頂いて利用したい。なお解答用紙の術語や原稿の書き方について、定まったものがあれば模範を示して頂きたい。なお、昨年の報告書に実施方法上のことで実施方法等調査専門委員会から試験時間、科目の範囲、科目間の調整等について検討を科目別委員会に委託するということがあつたが、実際に委託されるのか。現在まで委託されていないが、今回委託されるのか。報告書作成のこともあり、スケジュールを組む関係ではつきりさせてほしい。

[委員長 報告書に記されている問題の検討はお願いしたい。]

基礎理科はどこで検討するのか。

[各大学へのアンケートの回答を見て、いろいろ考え更に検討事項を追加しなければならないこともある。]

出題レベルを現在の国立大学受験生を対

象にしてよいか。平均点を60~70の間に入れるつもりだがそれでよいか。昨年の問題について、報告書に「一部に難易のものがあつた」とあるのは、具体的にどれを指すのか。

[オリジナルな各報告書中にあつたのをそのまま書いたのである。]

昨年のデータについて更に細かい分析がなされているならば、その結果を頂きたい。

[物理の46人の答案をお見せしてもよい。]

術語の統一、例えば解答用紙か、答案用紙かその他の統一についてはどうか。(数学から)若しそれをされるのなら8月5日までに知らせて欲しい。

[後で統一して校正する。8月31日試験問題を持参してお集りのとき統一したい。原稿用紙は随意のもので結構である。]

レベルの問題についてはどうか。

[とりあえず今回はお説のとおりで結構と思う。]

- ⑨ 化学 6月15日第1回の会合で出題方針を説明、7月19日の第2回会合に1人3題ずつ持寄つた。細かい設問にして、20題くらいの問題を考えている。選択科目である理科の1科目の総点は100点か50点か。

[1科目100点でよい。]

あまり時間を短くされると困る。小さい問題を多くしてあるので。

- ⑩ 生物 既に研究は殆んど終つて、8月5日頃までにまとまる予定である。モニターの高校の先生に作つて貰つた問題を委員が作り直し、岩手県のいくつかの高校で試して貰つたところ、あまり国立大学に入っていない久慈の3高校の生徒についての成績

が48%であつた。この程度をレベルに考えて60分、100点満点4問、20小設問位にしたい。今度の試験の後、小設問の一つの点数をも知らせてほしい。

- ⑪ 地学 6月末から会議をして、鉱物・岩石、気象・海洋、天体その他の5小委員会に分けて検討している。この科目は2単位で1年で終るものであるから、全範囲について出題する。8月中旬に全員が集つて部門間の調整をしたい。校正刷、正誤表の作成の場合、北海道は委員が札幌、岩見沢、釧路等大変離れているので、なるべく早い時期に委員長宛お送り願いたい。

- ⑫ 英語 委員は1人を除いて交替はないので、作業は順調にすすみ、7月18日に集つて検討した。8月7日に全体の検討をする。4問でヒヤリング、基礎学力、表現力、理解力を調べることにし、全体で100分とし、うちヒヤリングに20分弱かける。難易について昨年問題はモニターや校長達に少し易しかつたと言われているので考慮したい。総点は200点である。ヒヤリングに特別な部屋を必要とするのではなからうか。また身体障害者に対する取扱いをどうするか。

[身障者にはヒヤリングはやらなくて良いことにするが、その限界が問題だ。]

また外国人に話させてカセットテープにとることとなる。

その手配、会場での放送施設が問題にならう。

ここで委員長より、前に議論になつた趣意書の内容の修正と、各科目の試験時間、配点について次のとおり確認が行われた。

#### 1. 趣意書の修正

- 1) 数学の出題科目のうち数学Ⅱbを削除する。
- 2) 末尾のなお書を次のとおり修正する。

なお、各科目とも出題の範囲は高校三年の10月末の段階を考慮いたしますが、高校によって進度のちがいがあり得ますので、履修範囲内で解答されて結構です。

解答は全科目ともコンピューターによる採点のため答案用紙はマークシートを使用いたします。その方法等の詳細に関しては第1日目の試験前に時間を取り説明いたします。

〔注、趣意書は後なお全般にわたって修正された。〕

## 2. 試験時間、配点について

国語	2時間	200点
社会	2時間	200点
数学	2時間	200点
理科	2時間	200点
外国語	100分	200点

ついで湊委員より趣意書中に記載すべき試験のスケジュールは次のようにする旨が述べられた。

第1日 午前9時30分開始、30分間説明  
10時 第1試験開始(120分)  
午後 第2試験(120分)、第3試験(120分)  
5時終了

第2日 午前10時第4試験開始(100分)  
第5試験(120分)

更に事務局長ならびに清水委員より試験問題の作成および校正に関して次のように述べられた。

試験問題、マークシートの送達締切が8月31日とあるが、まちまちでは困るので、8月31日

午後1時からコンピューター専門委を開くことにし、それに合わせて問題その他を持参して頂きたい。術語の調整もそこで行なうことにする。なるべく各科目別研究専門委のコンピューター委員にお願いできれば都合がよい。印刷は活版でやるので原稿用紙は適宜でよい。

## (8) 地区試験実施委員長会議議事要録

日 時 昭和49年7月24日(水) 13.30~17.00

場 所 東京大学附属病院構内好仁会会議室

出席者 (入試改善調査委員会)

岡本委員長, 谷田副委員長

(実施方法等調査専門委員会小委員会)

加藤委員長

湊, 小野, 丸井, 細川, 菅, 長瀬各委員

(コンピューター専門委員会小委員会)

小野委員長(再掲)

湊(再掲), 清水, 土方, 安井各委員  
(地区試験実施委員長)

林(北海道), 永野(東北), 染谷(関東甲信越), 高岡(中部), 永田(近畿), 梶井(中国・四国), 長谷川(九州)各委員長

(地区事務担当責任者)

出光(代吉田), 江田, 堀津, 牧島, 金子, 豊松, 吉田各事務官

○ 加藤実施方法等調査専門委員会委員長が議長となり、開会、挨拶および地区試験実施委員長の紹介があった。

○ ついで事務局より資料説明あり、うち資料3, 5, 6, が朗読された。資料3(実地研究実施要項)は入試改善調査委員会で承認済のため(案)を削除する旨、説明あり、資料

7 (趣意書)の一部字句修正(別紙)があった。また資料8(実地研究予算), 資料9(同地区事務処理)について事務局より説明があった。

- 地区試験実施委員長に委嘱状がわたされた。
- 各地区別に試験実施準備の進捗状況につき報告があり, 北海道, 関東甲信越, 近畿, 九州の4地区では高校側と非公式の接触を行った程度で, その結果はなお判明しないこと, 他の3地区では, ほぼ高校側の協力を得られる見込であることが報告された。
- 上記に関し, 事務局から, 2地区では試験実施委員の決定報告未了であるので, 至急報告願うとの要望があった。
- コンピューター専門委員会から地区試験の実施につき, 主として日程表を用いて説明あり, その主な要点は
  - 1) 試験場の室と, それぞれの受験者数を実施方法等調査専門委員会に通知されたい。
  - 2) 受験票は実施方法等調査専門委員会から受験者個人あてに発送する。
  - 3) 試験期日は本年限りのものである。
  - 4) 問題, 解答紙は分封送達するが, 一定期日に内容を現地で確かめる必要がある。
  - 5) 二日間の時刻表は別紙のとうりであるが, 外国語(100分)以外は科目の割付けは未定である。
  - 6) 問題配布は試験時間に含めることにしてもよい。
  - 7) 社会と理科では選択しない科目のマークシートを開始後1時間ころに回収する。
  - 8) 外国語のヒヤリングテストは多少負担であらう。

などであった。

- 試験問題マークシートの原稿送達については, 8月31日10.00, コンピューター専門委員会を開いてその席に各地区コンピューター専門委員が持参し, 同時に用語の統一を行うことになった。

ついで質疑応答にうつり,

## 1. 試験内容について

- ある地区では受験者を高校3年生とすれば高校の協力を得ることは不可能である。また出題範囲を旧課程によるとするのは, 問題の適否の判断を誤らせるおそれがある。従って2年生を対象とし, 新課程によって行うべきである。
- 新課程により出題することはこの度の受験者に有利な練習効果を与えるおそれがある。
- 協力が得られたとすれば3年生の方が2年生より適切なのは明らかであるから, 受験生に何らかのメリットを与えるよう工夫すべきである。
- 受験者に成績を通知するか, 正解答を公表すべきである。それはいずれも弊害が予想される。
- 実施研究の実施目的が不明である。
- 共通一次試験そのものに対する反対がある。

## 2. 予算について

- 謝金の予算単価が低すぎて依頼不可能である。1人1日5,000円程度は必要と思う。
- 大学職員の休日労働についてもほぼ同様の処置が必要である。自校の入試と同一には扱えない。
- 2日の試験に1日分の予算しかないのは困る。
- それは当面, この項目により予算を配分



したものと理解されたい。

等の意見があったが、なお決定に至らない事項が多くあり、今回は8月20日10.00~16.00とし科目別委員会委員長も加わってさらに審議することになった。

## (9) コンピューター専門委員会 議事要録

日時 昭和49年8月5日(月) 10.00~12.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 小野委員長

岡田(代小尾), 淵沢, 清水, 篠原,  
勝部(代尾田), 腰原, 土方, 上横手,  
水山, 安井, 広実, 山本, 真島各委員

オブザーバー 日本電子計算から2名

### 議事

#### 1. 昨年度の結果の貸出

昨年度の解答用紙を、ご希望の科目別研究専門委員会には貸し出すことになった旨の紹介があった。

#### 2. 今年度の日程

8月末日 問題とマークシートの原稿提出

9月中頃 マークシートの校正

10月上旬 問題の校正

10月末日 印刷完了

11月10日 採点基準の提出

#### 3. 今年度の新処理

今年度はさらに地区別に各科目の問題別の平均点を出す予定になっているとの説明があった。

#### 4. 実施方針

問題用紙は受験者に持帰らせると共に公表することと、問題用紙の各問ごとに解答用紙の該当部分を転写しておくことの説明があった。

#### 5. 用語や問い方の統一

用語や問い方、とくに当否いずれの場合も記入が必要であることの徹底のさせ方、については具体的問題について次回検討することにした。その他の言葉遣いについては各科目内で統一していただくのにとどめることにした。

#### 6. 原稿用紙

今年度は問題を活版印刷するので、原稿用紙は適当なものでよい。マークシートの原稿用紙は今日配布する。

#### 7. 採点基準

採点基準は昨年度の方針を踏襲願ひ、問題原稿の提出時にメモの形でお示し願ひ、マークシートの印刷完了後正式に提出頂く。

#### 8. 次回に用意願うもの

次回に(1)問題原稿、(2)マークシート原稿、(3)採点基準に関するメモを持参頂き、それぞれ検討する、そのために写しを各17部用意頂く。各科目についてコンピューター専門委員の他に、必要ならば1名同道頂いてよい。

次回 8月31日(土) 午前10時

## (10) 実地研究に関する合同会議 議事要録

日時 昭和49年8月20日(火) 10.00~15.00

場所 東京大学附属病院構内好仁会会議室

出席者 (入試改善調査委員会)

岡本委員長, 谷田副委員長

(実施方法等調査専門委員会小委員会)

加藤委員長

湊, 小野, 菅, 長瀬各委員

(コンピューター専門委員会小委員会)

小野委員長(再掲)

湊(再掲), 清水各委員

(科目別研究専門委員会委員長)  
松村(国語), 勝部(代広瀬)(倫・社), 碧海(政・経), 木村(日本史), 山田(代広実)(世界史), 浮田(地理), 柘植(数学), 松村(物理), 中村(化学), 永野(生物), 橋本(代小尾)(地学), 榊井(英語)各委員長  
(地区試験実施委員会委員長)  
林(北海道), 永野(東北)(再掲), 染谷(関東・甲信越), 高岡(中部), 永田(近畿), 榊井(中国・四国)(再掲), 長谷川(九州)各委員長  
(地区試験実施委員会事務担当責任者)  
出光(代吉田)(北海道), 江田(東北), 堀津(代早川)(関東・甲信越), 牧島(中部), 金子(代田中)(近畿), 豊松(中国・四国), 吉田(九州)

加藤実施方法等調査専門委員会委員長が議長となり開会し次のように挨拶された。

前回7月24日の地区実施委員会委員長の合同会議で議論が尽されなかったので、実施方法等調査専門委員会で研究の上、今一度合同会議を開いて論議をして頂くことにした。今回は親委員会から岡本委員長, コンピュータ専門委員会から小委員会の方々, また科目別研究専門委員会の各委員長も見えておるので, 実施の準備のため十分に議論をして頂いて, 地区実施委員長会議は今回で済むようにして頂きたい。

ついで事務局次長より配布資料の説明があり, 続いて配付の議事要録の朗読があり, それぞれ下記のような訂正があった。

資料3(7月24日科目別委員長連絡会議議事要録)朗読は省略。次の訂正の指摘あり(後出の科目別委員長よりの指摘の分を含む)。

4頁下から7行目「選抜校」は「選択肢」

同 「100点にするが」は「100点にするか」

4頁下から8行目「古典」は「古文」

5頁上から2行目「合同して」は「連絡しつつ」

5頁最下行「持寄って」は「最終的に」

6頁最上行「内容は」の前に「現段階では」を挿入

6頁上から3行目「6月29日」は「5月29日」7頁上から6行目「40種位の項目」は「20種くらいの問題」

資料4(7月24日の地区試験実施委員長会議議事要録)朗読。次の訂正あり。

1頁下から3行目の末尾に「」を入れる。

2頁上から9行目, 11行目の「コンピュータ委員会」は「実施方法等調査専門委員会」

2頁下から4行目「13.00」は「10.00」

3頁下から7行目「人試」は「入試」

資料5(8月7日の実施方法等調査専門委小委員会議事要録)朗読。次の訂正あり。

2頁上から2行目「各大学」の前に「実際に研究しあわせて」を挿入

2頁上から5行目, 3頁下から10行目の「局長」は「事務局長」

2頁上から7行目「5,000円」「3,000円」の後にそれぞれ「、」を挿入

なお2頁上から9行目に「事務職員については……, 東京大学から各大学に相談してもらうこと云々」とあるが, 会議後情勢が変わって, 東大からではなく, 文部省大学局大学課から各大学へ相談することになった旨事務局長から附言があった。

以上の議事要録に関連し次のような質疑応答があった。

- 先般の地区試験実施委員長会議で採点の詳細については大学関係者には知らせることが確認されていたと思うが、この議事要録にはそのことが記されていない。

一 一般の会議で申し述べたのはそのことを報告書に書くという意味であり、そのことは昨年にも既に実施したことであるので、特に記録にとどめることはしなかった。

ついで事務局長より、資料4の2頁の中程に「5) 二日間の時刻表は別紙のとおりであるが」とあるが、この別紙が入っていないので今すぐコピーしてお配りすると発言があった。

#### 議 事

#### ◎ 試験問題実地研究について

初めに委員長より次のとおり述べられた。

前回の会議で議論になって結論に至らなかった実地研究の試験の内容、実施協力者に対する謝金等の問題については資料5の2頁の4, 5, 6に記されてある。これは前回の会議後、実施方法等調査専門委員会でも更に検討したものでこれについては後程さらにご意見を承りたい。それではまず、前回の会議以後各地区でいろいろ高校等との折衝がなされておられるのでその状況についてご報告をお願いし、問題点の提起をもお願いしたい。

- 北海道：先般趣意書を送って貰ったので、学長のお供をして高校長会長、教育長等を歴訪し依頼したところ、協力するとの返事を得た。受験者の個人的成績の通知、協力高校への報告書の贈呈のことは感謝された。問題となったのは500名の受験対象をどう振り分けるかということであったが、このことは高校長協会にお任せすることにした。実地試験の場所は北大構内であるので、札幌市乃至は近

傍の高校生が選ばれるであろう。8月31日に申込書を渡すことにしている。

- 東北：8月8日に12高校の先生、教育長、次長にお集りを願って協議した。その前に準備会を開いて、どの高校にお願いするかを協議した。仙台を中心に10校ということであったが、前に高校長会議に話してあった関係もあり、遠くても是非ということで2校増えた。9月5日までに各校で平均50名の受験生を出して、これを教育長までに報告することになっている。各校50名となると若干人数が超過するので多少調整を要する。今まで科目別の研究にも、高校の先生をオブザーバーにしている状態なので、高校側は大変協力的である。

- 東京：8月始めの全国公立高校長の集会で湊先生から協力方を依頼されたので、積極的に前向きに考えて貰っているようである。万事高校長会にお委せしてある。今月中にもう一度集まって細かい点を決める。試験場は本郷の法学部の教室を予定しているので、多分受験生は東京都内になると思われる。

- 名古屋：7月29日に委員会を開いて討議をした。その討議結果について（受験者へのメリットを考慮されたい要望等）先般加藤実施方法等調査専門委員会委員長まで報告してある。8月10日に愛知県公立高校長会議、8月14日に東海4県の高校長連絡協議会があり、この2つのチャンスを探りそこで依頼の説明をし、8月16日の全校出校日に話して貰うことにした。8月14日の高校長連絡協議会には成田東京地区の会長の出席もありそこで説明をした。名古屋地区の高校長会では共通入試のことを既に検討しており当日の議題として「大学入試の改善について」が出されており、

それを傍聴した。そのあと昨8月19日にその時の内容について主な高校長4名と私と質疑応答をして、それを国大協に伝えて欲しいとのことであった。愛知県、東海地区は協力的で割当試案を作っている。愛知県を主体として、静岡県から通学のもの30名程度が加わる模様である。そのときの要望は、①科目指定は指導要領の共通必修の範囲にして欲しい、②共通学力検査にして貰えないか。③実施の時期については、一期、二期制廃止と一緒によい。④3年位前に予告して欲しい等であった。今回の試験結果の点数を知らせることが協力の要素となったと思う。

- 京都：趣意書が来るのを待っていた。お盆の最中で仏教関係の多い私立高校は問題にならないので、公立高校長と接触したが、協力的であった。ただ受験申込の受付は予定の9月20日より2週間程度延して貰えないかということであった。そうすれば相当多い応募があると思われる。
- 広島：中国・四国地区では広島が中心となるので、8月7日広島地区の高校長会長と会合して協議した。8月17日全体会議があるとのこと、このときお話して協力を求めることになった。受験生の募集については高校長会にお任せすることになっている。附属高校を含めて30数校の総てに働きかけてみたいとのことである。教育委員会との問題は校長会から伝えるので、大学から特にする必要はないとのことである。試験場所は広島大学である。7日の会合でメリットの問題がでて、成績を知らせることに対する希望が強く、広島地区から親委員会に申入れて欲しいとのことであった。
- 九州：7月29日に九州地区高校長会の会長

と非公式に会見した。そこでメリットの問題が出された。これは資料5にでているので応えられたと思う。結論的にいえば協力的であった。募集、試験地への協力方は公式文書が来てからと考えていたが、受験者のメリットの件が決ったので昨日電話でこのことを伝えた。帰ったら早速会談するつもりである。8月14日公式文書がきて、地区実施委員会を開き、前回の会議の内容をも報告、種々論議したが、その中で英語のヒヤリングの問題は慎重にして欲しいという意見があった。

以上で各地区の折衝経過の報告を終り、このあと委員長から次のように述べられた。京都地区から受付を2週間延ばして欲しいという発言があったが、この問題は日程と関係があるので、事務局長から日程について説明して頂きたい。

- これについて事務局長より次のとおり説明があった。

資料6の末頁にある表について、今までに済んだことについて説明し、これから先のことはここで協議、確認を願いたい。

1. は済み、2. は東京都区以外は完了、東京地区も一兩日に完了予定、3. 4. は修正のため遅れたが完了、5. 6. 済み、7. の試験問題、マークシートの原稿送達は資料6の3頁に8月31日までに各科目別委員会の委員が国大協に届けることになっているが、その日10時からコンピューター専門委を開くので、各科目別委員会のコンピューター関係の委員の出席の際、持参を願う。8, 9, 10, は9月20日乃至9月25日であるが、今問題になっているのはこれを2週間延ばしてほしいということでこれからの検討課題となる。11. 以下は予定表の通りで結局22. の報告書作成期限が12月

末日であるので、それまでに科目別研究専門委員会、地区実施委員会の関係事項の報告書が入試改善調査委員会に届いて、報告書の調整に間に合えば良いわけである。

以上の日程説明に続いて委員長より次のとおり述べられた。

先程の7地区からの報告で特に問題になるのは近畿地区からの受験申込書の受付を2週間延期してほしいという提案であるので、これについて協議願いたい。

これについて種々協議の結果、この問題については次のとおり処置することとした。

他の地区はこの日程表のとおり9月25日までに受験申込書を国大協に提出し、近畿地区は10月5日(土)の午後までにこれを提出する。

ついで委員長より次のとおり述べられた。

実地研究の依頼状および趣意書については前回の議論、更に名古屋大学、広島大学の要望に従って訂正のうえ送付した。次に前回宿題になった謝金の問題であるが、これについて、事務局長より説明をお願いする。

○ これについて事務局長より次のとおり説明があった。

資料8をご覧願いたい。委員等謝金のうち  
b) 試験監督者謝金を2日で4,000円から8,000円にかえ、c) 備人謝金を2倍にした。なお、末尾の(注)の部分であるが、これは文部省の大学課からいってきたものである。前回の実施方法等調査委員会で実地研究の実施のための事務職員の謝金等の取扱については、東大より各大学に連絡すると言っていたのを修正し、文部省大学課から各大学に協力方依頼することになった。事務の謝金は国大協では出せない。弁当、交換手、警備の経費も組んでない。これは世話大学の方で考えて

頂くことになっているので、もしお帰りになって、やって頂けない大学があったらご連絡願いたい。万一問題があれば国大協から文部省に連絡する。

次に資料9にあるように実地研究調査費の小切手を本日差上げるのでお持帰りを願いたい。銀行へ預けてからお使い願いたい。なお、この中に会議費、会議出席旅費といった項目が入っていないので、もしその必要があったら、この中から出しておいて頂き、その不足分についてはあとで精算いたしたい。以上の説明に対し次のような質疑があった。

○ 資料8に会場借料として10教室分として3,000×10回となっているが、これでやれという意味か。

—実情は地区によっていろいろ違いがあるだろうから、適当にやって頂いて、他の項目から流用されても結構である。

○ 「注」の「協力して頂く」という意味はどういうことか。

—文部省が各大学に協力して頂くと言ったのである。このことは関係大学の事務局長、経理部長は承知している。

○ 謝金にしてよい訳か。

—それは経理上の技術的なことで各大学においていろいろ違うだろう。超勤で出すのではないか。

○ 東大では校費で出せるとはまだ聞いていないが、多分超勤になるのであろう。

○ 名古屋では事務局長、経理部長の方から協力するので、注文があれば言ってほしいとのことである。

○ 広島大学も同様である。

○ 資料8の予算はこれで収めて下さいとの意味か。

一1)の委員等謝金はこれで収めてほしい。  
会場借料は地区によっていろいろ事情が違  
うだろうから実情に即して他科目を流用して  
弾力的に処理してほしい。

- 備人謝金は2日分3,000円となっているが、  
人が変わった場合1人1日1,500円で扱ってよ  
いか。

一差支えない。

- 2日3,000円ではやりにくいだが、あとを超  
動で補って単価を上げてよいのか。

一結構である。

- 英語のヒヤリングの場合のカセット等の経  
費はどうなるのか。

ここで英語のヒヤリングの問題について委  
員長より次のとおり述べられた。

資料5(実施方法等調査専門委員会小委員  
会議事要録)の3頁の中程に「英語のヒヤリ  
ング試験をする場合……いろいろ問題点があ  
る。云々」とあるので、英語の研究専門委員  
会の考えをお聞きたい。

これについて榊井(英語)委員長より次の  
ような説明があった。

前回の会議後もっと詳しく調べて、まとめ  
ておいたので、別紙「聴解力テストについ  
て」をご覧願いたい。カセットテープ70本は  
委員会で録音して一斉に送る。これは差当り  
の案で実地試験までに更に詰めてゆきたい。

この説明に対して次のような意見交換が行  
われた。

- ヒヤリングのあることは事前に受験者に知  
らせるのか知らせないのか。

一実地研究であるので難聴者のある場合を  
考えて、事前に知らせたい。

- 高校への協力要請の段階で知らせるのかど  
うか。

- コンピューター委員会でも論議したが、難  
聴者と言うのはどの程度のものを言うのか、  
決定は誰がやるのか、いろいろ難しい問題が  
ある。コンピューター委員会としては申込書  
に難聴に関する記入欄を設けるかどうかにつ  
いて論議したことがあるが、人権の問題があ  
るので落した。難聴者の認定を受験場で行う  
か、もっと前の段階がよいか、いろいろ考え  
られるが、情報は別個に貰った方がよい。

- 難聴者の問題もあるのでヒヤリングは本番  
の場合に実際にできるであろうか。今回の場  
合でも、実際問題として同一機具を70台買っ  
て調えることになるかと不可能である。大学に  
お願しなければならぬとすると、経費面から  
問題がある。

一困難な条件があることは考えているが、  
理想的な語学試験をやりたいので本番でもや  
れるよう努力してほしい。そのキッカケを作  
る意味で今回は実験として是非やってみ  
たい。

- 事務担当者としては心配である。9月末日  
までに会場を設定するわけだが、カセットは  
各大学で用意するとしても、音響効果をどう  
するのか。具体的にどこかに不適格なものが  
でて来たときどうするか。試験場を設ける際  
に苦勞する。大学で100人収容の5教室で、  
そのような施設があるか。音響テストはどの  
ようにするか、そのような施設があるか。

一研究中である。市販の普通カセットで実  
験したい。絶対的に同質の音質にはできない  
が、均質できける音響効果があればやってみ  
たい。

- 機械が良くなったので、そう大型でない機  
具でも結構いけるのではないか。あまり厳密  
に考えることはない。特別な教室はむしろ使

わない方が良い。ただ外部の騒音が聞えるのは困ると思う。

- 九州地区の実施委員会ではヒヤリングの問題は慎重にして欲しいという意見である。ヒヤリングは現在大学の入試で一般的にやられていないのに、それを今回急にやることに問題がある。それが高校側にどのような影響を与えるか心配である。それに九大では飛行機の爆音が不可避であるのも問題である。

—高校教育の実情はよく知らないが、耳で聴く練習は語学教育で優先的に考えられている。最近では地方の高校でもやっている。将来に向っての問題であるので、進路を開く刺激を与え教育を伸ばす見地から実施したい。無理のないものをやりたい。

- テストのためとあれば問題はないにしても、本番でやるとすとる反対がでてくる心配がある。また難聴者をどうするかを詰めておかなければならない。実施案のタイムスケジュールにも問題があり、試験中に外部の音が入ってくることに對しても、どうするかを考えておかなければならない。

- 将来の問題を考えてリードして行くという趣旨は分るが、画一的にやることには障害があるので選択制にできないか。またテープの良否に不公平がないよう全部第2テープにできるか。

—選択ということは考えてみなかった。録音はオリジナルに近い良いものを使うようにしたい。

- 選択にした方が良くはないか。ヒヤリングには正しい発音の習得が前提になるが、それが現段階ですべての高校に期待できるか。

- 飛行機の爆音等の騒音でききとれない場合、始めからやり直すのか。2回読み直すこと

をすると不公平になる。九大ではどうするか。

- 九大では本番の場合困難なことになる。
- 受験者心得に「難聴者は受験申込書にそのことを記入する」ということを記載するのか。

- 受験生のための注意書に入れれば徹底すると思う。「よく聞えた、聞えなかった」等を試験監督者に調べせると時間をとるので、そのことは解答用紙に書かせるようにするとよい。申込書に書かせるのは人権に関わるので、解答用紙に記入欄をもうける。英語の研究専門委員会で解答用紙に多少の余白ができるよう処置されるとよい。

- 「聴解力テストについて」の設備の1.に「カセットテープの利用もやむを得ないが…」と書いてあるが、どういう意味か。音源はカセットではないか。

—音源はカセットである。ここで言おうとしていることはオーディオ設備を希望するという意味である。

ここで昼食のため12.30~13.15の間休憩ののち会議を再開。

初めに榊井(英語)委員長より次のとおり提言があった。

聴解力テストについて第二次案をつくりたい。実地研究ではヒヤリングテストをやらして頂きたい。できるかできないかのテストも兼ねてやってみたいのでご了承を得たい。本日配付の資料は不十分なものなので、次のとおり訂正したい。

設備 1. 実地研究においてはカセットテープを利用する。

実施 1. 説明は正味の試験時間に入れない。

その他 1. 難聴者はその旨申込用紙に記入

することなく、解答用紙に書かせる。

もっと良く考えて、正常か、やや困難等を記入させるようにしたい。「よく聞えた、聞えなかった」のレスポンスの方もその欄に記入してもらいたい。カセットは全部新調することはできないので、各地区で適当に集めて頂けたらと思っている。

これについて委員長より次のとおり述べられた。

ヒヤリングテストに関し次の要領で実施してよろしいか。

1. 実地研究はテストであるからやってみることにする。
2. カセットは機種を指定しない。各大学で適宜揃えて頂く。
3. テープは委員会で作り各大学に送る。
4. ヒヤリング実施の通告については、受験者心得に記載する。
5. 難聴者の取扱については、申込書に記入しないで、解答用紙に記入させる。
6. 「よく聞えた、聞えない」のレスポンスも解答用紙に記入させる。
7. 難聴、騒音、選択等の問題については今後の課題として残す。

これに対して次のような意見が述べられた。

- ヒヤリングが難しいことで共通第一次に対する批判がでてくるのではないかと。一高校側では支持するのではないかと。
- 騒音、選択制、機種その他の問題について、各地区実施委員会で誤解のないよう事前に十分説明して頂きたい。試行ということなので。
- 選択制を提案した趣旨は、一つは設備に関係したことで、本番の時に設備条件が異なることを考えたからである。もう一つは高校側

の支持の問題で、選択にすればその反響が分る。選択制にすればヒヤリングを入れることによるテスト全体に対する忌避感を緩和し得るのではないかと。

一委員会で考えさせて貰うことにする。選択ということは今は考えていない。

- 九大では実施面で難しい問題がある。本番の場合15,000人を4大学でこなすとすれば、どうしても高校を利用しなければならない。その場合のことも考えて欲しい。

- ヒヤリングをやると監督者の仕事が複雑になる。

以上のような意見交換ののち委員長より、ヒヤリングについてはいろいろとご意見もあるが、以上述べられた趣旨をご了承のうえ実施についてご協力をお願いしたいと述べられ、ついで次のように述べられた。

受験者に対するメリットの問題については前回討議され、種々ご意見があったのでご希望に副って、個人別、科目別の成績を当該高校の受験者に通知することになった。それについて事務上のことであるが、高校から申込書とは別に受験者名簿を揃えて送って頂きたい。

このことについて小野コンピューター専門委員会委員長より次のとおり述べられた。

高校別の得点を出すことは簡単であるが、誤りがないよう照合するためである。提出の時期は申込票と一緒にしてほしい。様式は随意で高校別に名前と人数だけでよい。記入の様式を作り9月始めに送りたい。8月31日の会議のとき様式を出席の委員にお渡ししてもよい。

これに続いて次のような質疑応答があった。



- 予算の中に消耗品費として受験生1人当たり25円とあるが、これはボールペンでも買って渡すのか。

—これは実施委員会で使い消耗品費で受験生の使う消耗品の意味ではない。例えば机の上に貼る紙札のようなものである。

—筆記用具等については予め調べて、適当なものを受験者心得に書いておく。解答紙への記入はHB（もしくはそれ以上黒い）鉛筆で、それを受験生に持参して貰う。

- 申込みをさせる際の説明資料はどれだけのものをいつ貰えるのか。

—趣意書だけである。それ以外は受験者心得があるがこれは後日送付する。受験申込票は本日各地区に550部お渡しするのでお持帰り願いたい。

- 高等学校別の名簿の様式も一緒に貰えないか。

—各高校において、申込票の姓名の欄を並べて、コピーして貰えばそれで良い。

- 申込票と一緒に高校側に渡せないか。記載の必要事項は何か。

—姓名、振仮名で結構である。

—以上の質疑応答ののち委員長より、科目別研究委員会の方からご意見があればお伺いしたいと述べられ、これに対し次のような意見交換が行われた。

- 社会について、政・経は倫・社、世界史と問題の重複があるといけないので、連絡協議会をもたせて欲しい。来年からはこのことを組織上の問題としてお考え頂きたい。

- 当日問題を出してから、誤りを発見した場合の処置はどうか。

—今回に限り国大協の中に本部を置き、そこに各科目少なくとも1名委員を詰めさせ

て、誤りを発見した場合は電話で各地区に連絡するようにしたい。本番の場合は、問題訂正はテレビを利用しようという話も出ているが、今回はそこまではゆかない。なお答案用紙の訂正は不可能である。

- 各科目の委員が東京に集まる必要があるか。

—その方が都合が良いと思う。具体的に詰めさせて貰う。

- 試験科目の順序を定めて欲しい。

—これについて検討の結果、次のとおり決定した。

第1日 国語—数学—社会

第2日 理科—英語

—なお、試験時間は英語は100分、他の教科はそれぞれ120分とした。また、問題・答案用紙の配付は時間外とし、インターバルを30分とした。

- 国語は2科目ではないのか。

—実際はそうなのだが、この入試改善調査の予算が5教科12科目として取ってあるので、やむなく1科目扱にしている。

—続いて前回の議事要録（資料3）の訂正申入れがあった（前掲）。

—ついで委員長より地区実施委員会の方からご意見があれば伺いたいと述べられ、これに対し次のような質疑応答が行われた。

- 申込書の配付の際、整理番号、受付番号についてはどうするのか。

—整理番号は高校で適宜お使いになって貰う。受付番号については、こちらで定めて9月初め頃に各地区にご連絡する。

- 座席番号についてはどうするのか。

—受験番号を受験者に知らせ、どの教室の何番かを知らせる。

○ 欠席者の取扱いはどうするか。

一出欠の欄が答案用紙にある。しかしその取扱い方については、もう少し詰める。実施解説書に書くことにする。

○ この試験に対する妨害についてまだ聞かないが、これに対してはどうするか。

一地区でそれぞれ処置を願ひ、全体に関係があれば中央に連絡して頂きたい。

○ 問題の難易についての評価であるが、今回は出来の良い生徒が受けるであろうから、これで難易の評価はつけにくいではなからうか。

一そのことについては更に検討したい。

受験生の割当については偏らないよう、アットランダムになるよう校長の方で考えているところもあるようである。

以上の質疑応答のあと委員長より次のとおり述べられた。

実地研究の実施前には委員長会議を開く予定はないので、細かい事務的な疑問等があれば国大協までご連絡願ひたい。

ついで碧海（政治・経済）委員長より、社会の5科目の連絡委員長会議をやりたいので関係委員長には散会后別室にお集り願ひたいと連絡があった。

このあと、更に次の点について質疑応答が行われた。

○ 11月10日までに採点基準を送達することになっているが、それまでに本刷りの解答用紙が貰えるか。印刷完了は10月末となっているが間に合わなければゲラ刷りでも送ってほしい。

一解答用紙の印刷は10月末に確実にできる。もっと早くなるかも知れぬ。間に合わなければゲラ刷りを送る。

○ 受験者の人数の出入りについて、前回に問題になったのに、本日はまだ議論されていないが。

一今回は全体で3,500人で切っているから、それを上まわらないなら、少しは(1割程度)下廻ってもよい。申込書は各地区に550部送っているが、これは受験生500人に対するもので、その他に委員会用もあり、持って行ったっきりで返って来ないのも考えてある。

○ 採点基準の提出期限は11月10日であるが、正解の基準をきめるときには、コンピュータ一委員会と科目別研究専門委員会の合同会議を必要とすると思うので、その積りで頂きたい。

○ 申込票は3,500を超さないようにしてほしい。申込票の用紙は少々折っても、後で直るので良いが、パンチャーが読み誤りしないよう、余り汚さないよう言って欲しい。

以上で本日の協議を終り、委員長より次のような挨拶があった。

準備不十分で万事行き届かないところがあるがよろしく願ひする。必要なことがあれば連絡をする。この実地研究は入試改善の調査研究のためであるので、よろしくご了承の上ご協力をお願いする。各高校との連絡折衝にも遺漏のないよう願ひする。

これで今後の進展の大きなエポックになるという期待を持っているので宜しく願ひしたい。問題がある節には、事務局に連絡をお願いする。

続いて岡本入試改善調査委員会委員長より次のとおり挨拶があった。

夏休の際長時間熱心にご協議を頂き有難くお礼を申上げる。共通第一次試験の問題も実際に実験することによっていろいろな結果が生れて

くる。今回は実地研究なのでその成果を今後の研究に反映し結論を出すようにしたい。いろいろご面倒をおかけするがよろしくお願ひしたい。

最後に事務局長より次のように述べられ閉会した。

高校別の受験者名簿提出決定のことと、試験時間割の表については、改めて文書をお送りするのでご承知頂きたい。

## (11) コンピューター専門委員会 議事要録

日時 昭和49年8月31日(土) 10.00~17.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 小野委員長

岡田, 淵沢, 若林, 清水, 篠原, 勝部,  
土方, 一松(代柘植), 藤田, 上横手,  
水山, 安井, 広実, 山本, 垣田, 竹田,  
真島, 腰原各委員

(オブザーバー) 日本電子計算より2名

### 議事

(1) 問題原稿と解答用紙原稿の検討

各科目について順次検討した。

(2) 規格

- 試験問題はB5を用いる。
- 大問ごとにページを改める。
- 本文は9ポで組む。
- 解答用紙の写は各科目ごとに問題の後に挿入する。

(3) 校正

(a) 解答用紙

原図の写を2部ずつ各科目別研究専門委員会のコンピューター委員に日本電子計算から郵送する。

再校は小委員会が担当する。

(b) 問題

○ 初校は各科目別研究専門委員会から申し出られた宛先に必要部数郵送する。

○ 再校以後は出張校正による。(10月1日から3日)

○ 出校予定を事前に連絡する。

(4) 申込票の受付番号

各地区の受付番号の先頭は下記の通りとする。

記

地区 先頭番号

北海道 1001

東北 2001

関東・甲信越 3001

中部 4001

近畿 5001

中国・四国 6001

九州 7001

次回予定日時: 11月14日または15日

議題: 採点基準

## (12) 入試改善調査委員会議事 要録

日時 昭和49年9月13日(金) 11.00~12.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

加藤, 谷田各副委員長

松永, 相磯, 桜場, 増尾, 細川, 長瀬,

黒田各委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があり、前回(4月22日)の議事要録は省略して直ちに議事に入った。

## 議 事

### ◎ 昭和50年度国立大学入試改善事業計画について

初めに委員長より次のとおり説明があった。

既にご承知のとおり、49年度における入試改善調査研究の中で主要な事項は「試験問題実地研究」であり、これの実施は来る11月23日、24日の両日に予定されている。このことについては実施方法等調査専門委員会が中心となって、7～8月の夏期期間中数回に亘り会合を重ね、その準備が進められている。その詳細については後刻加藤実施方法等調査専門委員会委員長よりご報告を願うことにする。

そのほか、本年度は昨年度に引続き共通第一次試験に関する残された課題について研究を進めており、それらの作業が終った段階で49年度の報告書が作成されることになる。しかし、この報告書が作成されても、国大協として入試改善に関する最終報告を公表するまでには、なお仕事が残されるのではないかとと思われる。すなわち、この49年度報告書に対する各大学の意見や高校等関係方面からの意見を求めることや、更にそれに基づく再検討の作業などが必要と思われる。そのようなことから、49年度以降の調査研究の必要性とその研究続行の経費の問題について検討した結果、別紙のような「50年度概算要求（案）」をまとめてみた。本日はこのことについてご審議を頂き、この事業内容についてご承認が得られれば、これを本日後開催される理事会に提案したいのでよろしく願いたい。

ここで別紙「50年度概算要求（案）」の朗読があり、ついで委員長よりこれの骨子について次のように述べられた。

この概算要求（案）の骨子とするところは、

この入試改善調査委員会（附属各専門委員会を含む）を50年度も存置して次の4つの事業を行うというものである。①今回の実地研究の結果をも含めた49年度調査研究報告書について、本年実施したのと同じ要領で説明会を開き、アンケートを実施して国立大学の意見を求める。②それと同時に高校関係者に対しても報告書の趣旨を周知させその意見を求める。③上述の各国立大学、高校等の意見を総合して専門的技術的問題について再検討を行う。④それを踏まえて共通第一次試験についての国大協としての最終的意見を取りまとめる。以上の4つの作業を予定し、それに必要な経費および要員若干人について国立学校特別会計に予算を計上するというのが、この50年度概算要求（案）の概要である。

以上の委員長の説明に続いて鶴田事務局長より次のとおり補足説明があった。

この入試改善の調査研究は、最初は文部省からの委託費で行い、49年度でまとめることになっていた。しかし、49年度の調査研究報告書がまとまっても、研究結果の公表は各大学の意見をきいてからでなければできない。

それでこの事情を文部省に話した結果、残された作業を行うに必要な経費をこの度は国立学校特別会計に計上するという方針となった。なお、この概算要求（案）にある50年度事業のうち①の報告書についての大学側の意見を求めることは、本年やったものと同様なことであるが、②の高校側の意見を求めることは新規な案でこちらで考えたものである。

上述のように、今回要求する事業経費は委託費でなく特別会計予算であるので、その予算は国大協には配賦されず各大学に配賦されることになる。その経費配分の方法は、各科目別研究

専門委員会設置の大学にはその所要経費が文部省より直接送られることになり、本部経費は国大協に近接している東大に配賦されることになろう。それで、国大協としては見積書を出して東大から支払って貰うようになる。また、委員の方々の会議出張旅費も東大の方に配賦になるので、従来のように旅費を当日渡しにすることができなくなるかもしれない。その場合には大学の方で出張命令を出すことになるであろう。

今回のこの概算要求に対し大蔵省の査定がどうなるか分らないが、文部省としては特別会計で要求する方針でいる。要求の細かい数字についてはきいていない。今回の50年度概算要求についての事情は概ね以上のようなことであるので、よろしくご了承頂きたい。

以上の委員長ならびに事務局長からの説明に対し次のような意見交換が行われた。

- 文部省は昨年の高校学習指導要領の改定に合せ、新指導要領で教育を受けた高校生が大学に進学する51年度から国立大学共通第一次試験を実施したい意向ときいているがどうか。
- 文部省や政党関係の中にはそのような意見もあったようだが、国大協としては共通第一次試験の実施の時期については触れていない。調査研究の結果をみた上で決めることである。
- 50年度の事業経費を特別会計に計上した趣旨はどういうことか。
- 3年間に亘り委託費を貰う計画はなかったもので、今回は特別会計となったわけである。当初は49年度に最終意見を出す予定であったが、研究結果を公表するについては49年度報告書について各大学の意見をきき再検討を加える必要があり、それらのことが50年度の仕

事として残ることになったわけである。

- 48年度の調査研究をまとめた「中間報告」について過般全国5地区で各大学に対する説明会を開いたが、その時に述べられた各大学の意見の中にもいろいろ問題点があり、それらを整理しないと最終報告にならない。また、目下回収中の各大学のアンケート回答にもいろいろ問題点の指摘があり、その点も検討しなければならない。更にこの次に行うアンケートでは共通第一次試験の賛否を問うということもあろうし、まだ大分仕事が残されている。

- 49年度の報告書は3月末にまとまる予定であるが、これについての意見をきいて修正すべきものを修正してから最終報告を公表することになる。そのようなことであるのでこの50年度の事業内容と概算要求についてご承認を得たい。

概ね以上のような意見交換ののち、この50年度概算要求(案)を承認した。

ついで加藤副委員長(実施方法等調査専門委員会委員長)より今回実施する実地研究その他の事項について次のとおり報告があった。

実施方法等調査専門委員会の状況について二つのことをご報告したい。

- ① 48年度調査研究の中間報告書が出来た段階で、これらの内容を各大学によく理解して貰う意味で、5月末から6月初めにかけて全国5地区でこれの説明会を開き、そこで意見を求めた。また、それと同時に各大学にアンケートを送り、報告書の内容に関し意見を求めた。このアンケートの回答期限は8月31日で、現在未回収3校を残すだけとなっている。それで、小委員会で分担を決めてこれの整理を行っている。また、

これと併行して中間報告書にも記載されている49年度に残された実施方法上の調査研究事項についても目下検討を進めている。

- ② 本年度の主要な事業である実地研究は来る11月23、24日の両日実施され、全国7地区で3,500人（各地区500人宛）の高校3年生を対象として行われる。これについては7地区にそれぞれ世話大学を設けることにし、去る6月10日にお世話を願う7大学の学長、事務局長、入学主幹等にお集り頂き実地研究計画の経緯、内容等をお話してこの旨を依頼し、承諾を得た。そこで、世話大学を中心にして地区試験実施委員会をつくり、去る7月24日に各地区の試験実施委員長にお集り願い合同会議を開いて協議を行った。ついで8月20日にも合同会議を開き、更に実地研究実施の具体的な詰めを行った。それに基づいて現在受験者の募集の仕事が進んでいる（9月20日期限）。この合同会議は実地研究実施前にもう1回開く予定にしているが、一応事務的なことは順調に進んでいる。

なお、科目別研究専門委員会でもこの実地研究に使う試験問題の作成を行っており、その原稿は既に出来、印刷の段階に入っている。また、コンピューター専門委員会でもこの実地研究のための受験票や答案用紙の作成等を行っており、これも予定どおり進んでいる。なお、今後準備すべきものとして受験者心得や試験実施解説書の作成等が残されている。一応このような段取りで進行中であるのでご了承頂きたい。

以上の説明ののち、次のような意見交換が行われた。

- 48年度中間報告書についてのアンケートの

結果はいつ頃まとまるのか。

- アンケートの結果は49年度の調査研究報告書の中に盛りられることになる。従来の慣例としてアンケートは報告書作成の修正材料に用い、アンケートそのものの結果の公表はしていない。

- 委員会の席上では報告があるか。

- 委員会ではその結果を報告する。

- 12月一杯に各委員会（実施方法等調査専門委員会、コンピューター専門委員会、科目別研究専門委員会、地区試験実施委員会）より報告書を提出して貰い、これを親委員会である入試改善調査委員会に報告する。入試改善調査委員会はそれを基にして来年3月一杯に総報告書を作成することになる。

以上のような意見交換ののち委員長より、実地研究の状況は大体以上のとおりであるが、来年度は先程もお話したとおり、49年度の調査研究報告書について各大学および高校側の意見を求め、そこで出された意見に基づき更に再検討の作業を続行することになるのでよろしくご了承を頂きたい、と述べられた。

以上で本日の審議を終り、最後に加藤副委員長より、この実地研究実施について過日日教組から事情をききたいとの申し入れがあったことに関し、一昨日会見を行った模様について報告があった。

### (13) 西独学長招待準備委員会 議事要録

日時 昭和49年9月13日（金）16.00～18.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 林委員長

加藤(一)、岡本、飯島、後藤、池田各委員

(オブザーバー)

中村国際学術課課長補佐(文部省)

阿部人物交流課長(日本学術振興会)

小金沢国際会議課課長代理(日本交通公社)

久保庭経理部長, 但馬外事掛長, 小口  
総長秘書(東大)

斎藤事務局長(東工大)

林委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

西独学長の来日日期も次第に近づいてきたので, 本日各訪問大学の準備状況などを主にして行事計画の内容について審議を行いたい。なお, 本日はこの計画の総まとめをすることになるので, 関係方面の方々にオブザーバーとしてご出席願ったのでよろしくご了承願いたい。

ついで丁子事務局次長より配付資料の説明があり, 引続いて前回(7月26日開催)の東京地区打合会の議事要録の朗読があったのち議事に入った。

## 議 事

### 1. 西独学長招待に関する打合せについて

最初に, 前回議事要録に関連して東京地区のスケジュールのその後の変更および補足について丁子次長より次のとおり説明があった。

○ クーネルト女史は訪問国のブラジルから日本に直航されるので, 来日学長の羽田到着は二手(15時と16時24分)に分れることになる。

○ 10月3日は「東工大その他分散訪問」となっているが, 「その他の分散訪問」については, 先方より特に訪問先の希望が寄せられていないので, この時間はフリータイムにするのがよいように思われる。

○ 同3日夜の歌舞伎座観劇は, 当日は初日公

演のため一興行で夜の部がないので, 6日の夜に変更した。

○ 4日の慶応大学訪問は, 午前10時に信濃町の医学部を訪問してから三田の大学本部に行き, そこで昼のパーティーを開き, そのあと日吉の工学部を訪問する。そこで東海大学の出迎えを受け, 石原の同大学医学部に立寄ったのち平塚に行き, 同大学のゲストハウスでレセプションを開く。終了後箱根富士屋ホテルに送る。

○ 19日に広島より空路で帰京し, その晩に国大協と学術振興会共催のサヨナラパーティーを開くが, そのレセプション開始の1時間前に同所に関係者が集って今回の全行程に関する感想をきく懇談会を開く。

○ 20日に帰国されるが, 帰途ホンコン, バンコックに立寄ることになっている。

以上のスケジュールに関する説明ののち, 更に次のような連絡事項に関する説明があった。

○ 全般の行程の案内は東大の但馬外事掛長が当たる。交通公社より派遣の通訳長沼女史は10月4日の慶応大学訪問の時から10月19日まで一行に同行する。

○ 以上の2人の方が同行するが, 各大学での専門に亘る事柄についての説明は各大学で適当な人を選定願いたい。

○ ケルン大学長が北九州市小倉病院の伴敏彦氏に会見したい希望を出されており, これの手筈については九州大学に依頼した。

○ フランクフルト大学長が交通問題, 都市環境問題等について関係者から話をききたいと希望されているので, 東大訪問の際にでも配慮して頂ければよいと思う。

○ 招待学長が地方の各大学を訪問される際の

宿泊費は各大学で負担して頂くことになる(同伴者の分は自己負担)。その他雑費的なもの(入場料、参観料その他)についても各大学で配慮して頂きたい。なお、同伴者には招待学長と同一行動をして貰うことの了解を得ているので、同伴者のための特別のスケジュールを心配される必要はない。

このあと林委員長より、10月2日の東大訪問の際の昼のパーティーは懐徳館でなく上野精養軒で行うことに変更した旨の報告があり、また文部省中村補佐より、10月1日の文部省レセプションは午後6時30分より上野の芸術院で開く旨の報告があった。

以上で東京地区に関するスケジュールの変更および各地区への連絡事項の説明を終り、続いて各地区のスケジュール説明に入った。

#### ◎ 名古屋大学関係

芦田委員欠席のため、丁子次長が同大学より提出のあった資料に基づき説明を行った。ここで当初の計画と変った点は、京都への移動を新幹線利用でなく官用車で行うこととしたことである。

#### ◎ 京都大学関係

岡本委員より別紙資料に基づきスケジュールの説明があったのち、次の点について質問が出された。

今度の接待については相当の費用がかかるが、昨年訪独した際の先方の接待の状況はどうであったか。レセプションはどの程度のレベルを考えたらよいか。

これについて昨年訪独された委員より、先方でのレセプションは概して簡単なものであったが、こちらとして丁重なもてなしをすることはそれでよいのではないか、などの意見が述べられた。

なお、名古屋から京都へ行く乗物に変更になったので京都駅の出迎えはいらなくなった。

#### ◎ 奈良教育大学関係

井上委員欠席のため、丁子次長が同大学より提出のあった資料に基づき説明を行った。なお、奈良地区での案内にはケンプ氏が説明に当たることになっており、これに対して文部省より依頼状を出すことになっていたが、この依頼状は井上奈良教育大学長と岡本京都大学長の連名で出した旨岡本委員より報告があった。

#### ◎ 大阪大学関係

釜洞委員欠席のため、丁子次長が同大学より提出のあった資料に基づき説明を行った。なお、当初予定した文楽観賞は当日公演がないため中止となった。

#### ◎ 大分大学関係

後藤委員より別紙資料に基づきスケジュールの説明があり、関連して次のような補足説明があった。

大分地区でのレセプションは「大分大学・日独協会共催」となっていたが、日独協会会長である県知事の招待ということになり、大分大学との共催ではなくなった。また、15日の阿蘇登山は天候がよく、火口まで行けるような状態であれば登ることにする。登山が終わったところで九州芸工大の車にバトンタッチして福岡に送って貰う。

#### ◎ 九州大学関係

池田委員より別紙資料に基づきスケジュールの説明があり、関連して次のような補足説明があった。

福岡近郊には余り観光的な場所がないので高取焼窯元の見学を考えた。先程話しのあったケルン大学長の伴氏との面会希望の件については



既に連絡をし、夜分かレセプションの折に会話できる手配をしている。なお、レセプションには九州大学からは学長、学部長が出席し、九州芸工大、九州工大、福岡教育大の各学長のほか、公立大学の学長も参加することになっている。

#### ◎ 広島大学関係

飯島委員より別紙資料に基づきスケジュールの説明があり、関連して次のような補足説明があった。

17日の昼の「学長懇談」には各学部長や関係のある教官が出席する。18日のレセプションは私が日独協会の会長でもあるので「日独協会招宴」とした。招宴は立食形式で地域の人達にも参加して貰う。なお、19日の上京の交通機関は空路の予定となっているが、天候の心配もあり、新幹線利用の手配をも考えている。

以上で各地区のスケジュールとこれに関連した事項の説明を終り、ついでこの行事に関する全般的な事項について懇談を行い、次のような問題が話し合われた。

#### ◎ 各大学の経費負担について

- 大学側が負担するのは招待学長6人の宿泊費である。同伴者の分は自己負担である。
- 宿泊費とはルームチャージ、税金、サービス料などのことで、食事代、洗濯代、タクシー代等は自己負担である（そのために招待学長1人当たり1日10,000円の小遣を渡してある）。
- 宿泊費については学術振興会より交通公社に依頼し、交通公社の方から既にホテルに立替え払いしてある。それを後日交通公社の方から各大学に請求することになる。
- 金銭の取扱いのことは各地区で説明しないですむように、最初に招待学長に対し原

則を説明しておく方がよい（昨年招待された時は朝食代は宿泊費に含まれていたが、日本ではホテル代に含まれていないので、今回は朝食は自弁である点をはっきりしておく必要がある）。

#### ◎ レセプションにおける日本側の夫人同伴その他について

- 一行の中に婦人が3人（団長のクーンルト女史、同伴の学長夫人2人）いるが、日本側として夫人同伴した方がよいかどうか。
- 基本的な考えとしては、今回は夫人同伴で招待したのではないので、こちらとしては夫人同伴で接待する必要はない。しかし、建前はそうであっても、同伴しても差支えはない。
- 10月1日の昼のドイツ大使館主催の会食には同伴者の3人はよばないとのことである。

#### ◎ 観光のことについて

- 昨年西独に招待された時と比較して観光的な要素の点はどうか。
- たしかに今度の計画の方が観光的要素が多いが、文化的なものを見て貰うことはそれなりに意義があるのではないか。
- 日本の場合、外人客の接待に観光的なものを除くわけにもいかない。またその機会にいろいろインフォーマルな話し合いもできるので効用はあると思われる。

#### ◎ 日独両国間の交流促進のための意見、要望等について

- 昨年訪独の際に、在日ドイツ人教師の扱いについて先方より希望が出されたが、こちらからもこの際に希望しておくことはないか。例えばこの両国間の招待事業を将来

も定期的に続けることとか、留学生の交換制度の問題とか、各地区でそのような話が出れば、それらのことを最後に話し合ってもよいのではないか。

○ 日独の合同研究所（西独のパイゼルト教授から照会のあった国際学術機関設置のこと）のことも話題になるかもしれない。

◎ 日程表の作成について

○ 日程表の内容はどの程度のものにするか。また、独文、英文のいずれがよいか。

○ 全体の日程はアウトライン程度でよいのではないか。訪問地だけを明記して、時間についてはそう詳細に記す必要はない。

○ 各地区での詳細は到着した時に説明する。状況により変更もあり得るので、全体の日程表は大まかなものでよい。

○ 全体の日程の大綱を早く作り、それを参考にして各地区で具体的なものをつくる。

○ 日程表は英文でよいであろう。

◎ 報道関係機関への通知について

○ 日程表が出来たら来日学長の名簿とともに文部省から記者クラブにこれを渡し、本行事のことを知らせることにする。

◎ 文部省レセプションおよび国大協・学術振興会共催レセプションについて

○ 文部省のレセプションの規模や招待者をどの程度にしたらいいか。

○ 昨年訪独した際の外務省主催のレセプションは比較的小規模のものであった。また、それはパーティーでなく昼食会であった。それぞれの関係機関の代表者が出席した。人数はわれわれを含めて20名くらいであった。

○ 文部省のレセプションには本準備委員会の委員は出席して頂く。そのほか都内の国

立大学長をよぶことにするかどうか。また、私大については西独と関係の深い大学をよぶことも考慮している。

○ 私学関係も含めるなら都内の国立大学長はよんだ方がよいのではないか。

○ 国大協・学術振興会共催のレセプションの招待メンバーについては、文部省のレセプションの参加者との関係や予算面のことも考えて更に検討する。

◎ みやげ品の贈呈について

○ 昨年訪独の際は、先方から貰ったものは資料だけであった（焼物を貰ったのが1大学あった）。

○ 特別なものを贈る必要はない。一般の外人が来訪された際に贈呈しているものがあればそれを上げる程度でよい。

◎ 見学資料等の処理について

○ これについては前回の打合せの際に、招待学長が各ホテルに預けた資料を東京に集める作業は交通公社にして貰い、本国への輸送は在日ドイツ大使館から西独学長会議宛に送って貰えれば都合がよいとの話になっていたが、どうしたらよいか。

○ ドイツ大使館に話してみたが検討してみるとの返事であった。

○ このことをドイツ大使館に頼むのは悪いので、文部省でやるようにしたらどうか。

○ 文部省と国大協で相談して決めることにする。

◎ 到着時の羽田空港での出迎えについて

○ ドイツ大使館からはパウアー氏が出迎える（同氏はその翌日10月1日から京都産業大学教授に就任するのでドイツ大使館主催の昼食会には出席しない）。

○ 文部省からは中村補佐ともう1人が出迎

え、空港の中に入り税関の検閲を簡単にして貰う手配をする。

- 交通公社の職員も空港の中に入り荷物を受取ってホテルに輸送する。
- 国大協事務局からも2人が出迎えに行く予定である。
- 昨年訪独の際の出迎えは外務省の課長補佐程度の人、それに日本側から松田公使、参事官などが来られた。なお、西独では携行荷物を税関で開けないから、こちらでもできるだけ簡単に検閲をすませるよう配慮した方がよい。

## 2. 諸会合

7. 5	金	10時30分	図書館特別委員会小委員会	8. 7	水	10時	入試改善調査委員会打合会
7. 15	月	13時30分	第1常置委員会	8. 7	水	10時30分	図書館特別委員会小委員会
7. 24	水	10時	各科目別委員長連絡会議	8. 7	水	13時30分	図書館特別委員会
7. 24	水	13時30分	各科目別委員長・地区試験実施委員長合同会議	8. 7	水	13時30分	実施方法等調査専門委員会小委員会
7. 24	水	17時	コンピュータ専門委員会小委員会	8. 9	金	13時30分	第1常置大学格差是正小委員会
7. 25	木	10時30分	図書館特別委員会小委員会	8. 19	月	13時30分	医学教育に関する特別委員会
7. 26	金	13時30分	第6常置委員会給与小委員会	8. 20	火	10時	実地研究に関する合同会議
7. 26	金	10時	西独学長招待東京地区打合会	8. 23	金	13時30分	第1常置委員会小委員会
7. 29	月	13時30分	第3常置委員会小委員会	8. 31	土	10時	コンピュータ専門委員会
8. 5	月	10時	コンピュータ専門委員会	9. 4	水	17時	コンピュータ専門委員会小委員会
8. 5	月	13時	コンピュータ専門委	9. 6	金	10時30分	図書館特別委員会小委員会
				9. 7	土	10時	第1常置大学格差是正小委員会
				9. 11	水	13時30分	実施方法等調査専門委員会小委員会
				9. 13	金	11時	入試改善調査委員会
				9. 13	金	16時	西独学長招待準備委員会
				9. 13	金	12時	医学教育に関する特別委員会
				9. 13	金	13時30分	理事会
				9. 19	木	10時	第6常置要望書打合会
				9. 19	木	13時30分	第1研究部会

9.20	金	14時	第2研究部会			員会	
9.21	土	10時	コンピュータ専門委 員会小委員会	9.26	木	11時	第6常置委員会
				9.30	月	10時	教員養成制度特別委 員会小委員会
9.26	木	10時	第6常置委員会小委				

窓

### たてがきとよこがきの研究

日本語の文章は、漢字とかなとをまぜて、いわゆる漢字かなまじり文で書くのが普通になっています。かなだけでも書けますし、そうすべきことを主張、実践している団体もありますが、かなだけで書いた文章は、今のところ、一般の人には読みにくいと感じられます。ローマ字でも書けますが、これも実践者はごく少数です。

ローマ字で書く場合には、日本語の文章も、英語やフランス語等西欧の言語の文章と同じく、左からの横書きしかできませんが、漢字かなまじり文やかな文で書く場合には、たてがきも、よこがきも、できます。よこがきも戦前だったら右から左へ書く方が普通だったわけですから、日本字による日本語文は、上から下、左から右、右から左と3種類の書き方ができるわけで、こんな自由な言語と文字は、世界に日本語と中国語しかないのではないのでしょうか。下から上へでも、書けないことはありません。自動車を運転する人のために、路面に「静かに」などと白い字が書かれることがあります。一時あれが「にか静」と書かれたことがありました。運転者の方から近い順に見ていけば、これで「静かに」と読まれることになるからです。これは評判がわるかったと見えて、止めになりました。

たてがき文と左よこがき文とどちらが読みやすいでしょうか。これからの日本語文は、その読みやすい方に、次第に統一されて行くのでしょうか、今のところ、どちらになって行くかわかりません。以前に比べてよこがきがふえつつあることは確かです。学校の教科書は国語以外は大部分よこがきになっています。しかし、新聞も雑誌も文庫本もみなたてがきで、これがよこがきになる気配は見えません。小説などは絶対によこでは書けないというような雰囲気があります。

わたくしが前にいた国立国語研究所には言語効果研究室という部屋があって、たてがきとよこがきの読みやすさの比較研究をやったことがあります。両様式で実験文を作り、中学生や高校生に読ませて時間を測ったところでは、たてがきの方が少しずつ速いという結果が出ましたが、眼球の働き方を光学的に調べたところでは、両者の間に格別のちがいはあるようではありません。

たてがき・よこがきには、それぞれに適した活字の字形や字体、行間、字詰めなどがあるでしょう。国語研究所では印刷条件を自由自在に変えるようなぜいたくな実験はできないので、やっていません。金のある会社の研究所で、そんなことをやってみるといいと思っています。

(筑波大学・文芸・言語学系 林 四郎)

## B 要 望 書

### (1) 大学図書館の振興について の昭和50年度予算に関する要 望書について

各国立大学長殿                      国大協総第76号  
昭和49年8月8日  
国立大学協会  
会 長 林 健太郎

このことについては、去る第54回総会においてその提出時期ならびに文案について、会長ならびに図書館特別委員会委員長に一任されておりましたが、去る8月7日開催の図書館特別委員会の協議を経て、別紙のとおり去る8日8日文部大臣ならびに大蔵大臣宛提出したのでご報告いたします。

#### 大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書

大学図書館が大学の教育と研究のため重要な役割をもっていることは、周知のとおりであります。

しかしながら、近年における教育・研究の多様化はもとより、学術・文化の急速な進歩、学術情報の増大、情報処理機器の開発等の諸情勢にかんがみると、遺憾ながら今日の大学図書館は、その本来の使命をまっとうするにはほど遠い実情にあるといわざるをえません。

この現状を改善し、大学図書館の真価を發揮するためには、各大学自体の自発的努力にまっべきものが少なくありませんが、同時に、各大学の努力を支援し、かつ新しい大学図書館のあり方を実現するための予算的・行政的な諸措置がきわめて緊要と思われま。

予算的・行政的措置の必要事項については、国立大学図書館協議会からも要望書が提出されていますが、当国立大学協会としましては、とくに、大学図書館予算および人員の増強、図書館の近代化、図書館情報学の教育・研究体制の拡充、司書職制度の確立、大学図書館業務および図書館情報学研究の国際的協力・交流が、当面、緊急を要する措置と考えられます。

なお、近時、人件費・図書購入費および光熱費等の異常な高騰は図書館維持に著しい圧迫を加えているので、予算上格段の配慮を要するものと考えます。

については、大学における教育・研究の発展に対応するため、大学図書館振興の緊急方策として、次の事項につき速やかに改善の措置をとられますよう要望いたします。

#### 要 望 事 項

1. 大学図書館予算および人員の不足を緊急に補充するための措置

##### (1) 図書館維持費の増額

昭和50年度予算においては、現在図書館維持のために実際に支出されている額の50%以上を確保する。

##### (2) 図書購入費の増額

昭和50年度予算においては、前年度予算額の最低100%を増額し、その際とくに参考図書購入費の充実を考慮する。

##### (3) 図書館職員の増員

大学図書館の定員増の必要のうち、当面大学の教育・研究に極めて重要な参考業務担当職員を中心とし、昭和50年度においては最低80名を増員・配置する。

## 2. 図書館の近代化のための予算措置

(1) 保存・共同利用図書館制度の開発、あるいは学術情報処理についての研究・開発、および広地域にわたる学術情報のネットワークの整備のごとき総合的・近代的な組織のための経費の新規計上。そのために調査・研究・策案の機関を設け、とりあえず50年度においては調査費として最低30,000千円を計上する。

(2) 図書館の近代化を早急かつ強力に促進するための施設・設備費の大幅増額

この問題は、大学図書館が年来努力している点であるが、引きつづき機械化を含めて、一段と改善を促進する必要がある。

## 3. 図書館情報学の教育・研究体制の拡充強化および司書職制度の確立

(1) 図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置・整備

(2) 図書館情報学研究施設ないしは研究組織の大学図書館への設置

(3) 大学図書館運営に、図書館情報学等の専攻者を育成・導入するなどの方途を講じ、司書専門職制度の確立

## 4. 大学図書館業務および図書館情報学研究の国際的協力・交流の促進

学術情報・資料の国際的交換・交流の促進および図書館業務や図書館情報学研究の発展を図るために、図書館職員や図書館情報学研究者を海外に派遣し、または海外より招聘するがごとき制度を、この際検討し、そのために必要とされる予算措置を速やかに講ずべきである。

昭和49年8月8日

国立大学協会会長 林 健太郎

## 理 由 書

### 1. 大学図書館予算および人員の不足を緊急に補充するための措置

(1) 図書館維持費の増額について

大学図書館は、以下の諸理由のため時代の要請に応えるための業務の改善はおろか、その日常業務の維持においてすら、差し支える現状にある。この目下の窮境を打開するための緊急対策として、図書館維持費の大幅な増額が要望される。

イ. 大学図書館は、現在の定員措置のために、業務遂行上多数の非常勤職員の雇用を余儀なくされているが、近年賃金水準は異常に上昇し、支出される維持費は年々激増している。賃金支出の、図書館運営費中に占める比率は逐年上昇し、本国立大学協会図書館特別委員会が昭和49年にまとめた調査〔中央図書館（分館を含む）についてのみ実施〕によれば、昭和47年度決算でみて、約36.2%の高率を示している。

ロ. 諸物価の高騰のため、備品費・消耗品費・印刷製本費等の支出も増大している。前記の調査によれば、昭和48年度の文部省の当初配当の図書館維持費の、前年度の大学図書館の経常的経費に占める比率は、約21%にしかあたらない。不足の約79%分は、積算校費の中から振替支出によって補われているのが実情である。

ハ. 加うるに近来は、光熱・水道料および冷・暖房などのための経費が、大学図書館の運営費に対し避けがたい圧力となっている。

なお、図書館維持費を決定するにあた

り現在とられている格付けとその基準額の算定について、近年かなりの手直しがなされたことは一步前進であるが、特に基準額の増額を早急に検討・実施されることを希望する。なお、個々の大学図書館にみられる格付の不均衡の是正も引きつづき考慮されるべきである。

## (2) 図書購入費の増額について

最近時の図書・資料の価格の高騰は、周知のように顕著である。そのため、図書購入冊数は停滞をきたし、図書購入のための経費のみが不均衡に年々膨張を続けるに至った。しかるに、文部省配当の図書購入費はこれに対応せず、前記の調査によれば、文部省当初配当の図書購入費は図書館が実際に支出する図書購入費総額の7.8%を満たすに過ぎない。このため大学予算がこうむる負担は甚だ大きく、しかも必要とする図書・資料に対する要求を満たすに足りない。近時、増大する学術情報資料に対する需要の度合いは急速に高まり、図書館の奉仕が一層必要とされる現在、図書購入費予算の大幅な増額が、特に要望される。その際、参考図書購入費の面での改善は、特に配慮されるべきと思われる。

## (3) 図書館職員の増員について

最近における情報・資料の急増および利用者の要求の多様化等に対応するには、適切な人員増の措置が是非とも必要である。現状では、情報・資料の処理が停滞し、利用者の要求に十分に応えることは著しく困難と言わざるを得ない。大学図書館に対する不満の一因がこの点にあることは周知のとおりであって、図書館職員の増員を計画化するとともに、当面は、特に参考業務担

当職員を中心として50年度においては最低80名ずつ増員することがきわめて必須と考えられる。

## 2. 図書館近代化のための予算措置

大学図書館の近代化は、漸く着手されたばかりで、今なお初歩的な水準でしかない。従って今後は、大学図書館を組織的に整備し拡充するための計画をたて、その実施を積極的に講じる必要がある。この趣旨にもとづいて、以下の対策が強く期待される。

- (1) イ. 保存・共同利用図書館制度を開発し、その構想を現実化すべきである。
- ロ. またこれに伴ない、大学図書館相互の協力を緊密にするための全国的あるいはブロック別規模でのネットワークを確立する必要がある。
- ハ. 学術情報の全国的・有機的な収集・処理・利用・保存等の機能をもつ中央機関および地方機関の設立、たとえば国立学術図書館（仮称）の設立。

以上を実現するために、さしあたり、昭和50年度においては、内外の実態調査および学術情報の収集・処理機構の策案のための調査費を予算化すべきである。

- (2) 図書館近代化のために、施設・設備費の増額が早急に必要である。

### イ. 建設単価の増額

図書館施設は、内部空間の融通性の確保、情報検索、資料の搬送、吸音性や遮音性をもつ仕上材の選択等、他施設にみられない独自の施設であることに留意せねばならない。

### ロ. 環境整備について

図書館施設については、ここ数年来力が注がれてきたが、建物周辺環境整備

についてはとりのこされてきたきらいがある。利用者のアプローチは勿論のこと、建物周辺の造園計画と建築が一体となって計画され、実施されることが必要である。

#### ハ. 備品費の増額

図書館はその性質上、独自の備品類を必要とするが、その機能を発揮するために、質的にも新たな開発を必要とする。特に建物新営に伴う備品費は、現状では極めて不十分であるので、大幅な増額が望まれる。

#### ニ. 維持管理費の別枠予算

施設の近代化に伴い、冷暖房・搬送設備のため、光熱・水道料の大幅支出がある以上、別枠の予算の計上が必要である。

### 3. 図書館情報学の教育・研究体制の拡充強化および司書職制度の確立

大学図書館の拡充強化のためには

- (1) 教育機関の整備拡充
- (2) 図書館情報学研究機関の設置
- (3) 大学図書館運営にあたる高度な専門家の養成および司書職制度の確立

などが緊急必要不可欠である。

以下各事項についてその理由を述べる。

#### (1) 図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置・整備について

国立大学協会の前記の調査結果によれば、図書館情報学の拡充強化のため、(イ)学部図書館情報学の講座・科目の増設を必要とするもの、(ロ)大学院図書館情報学研究科の設置を必要とするもの、(ハ)国立図書館短期大学の4年制昇格やさらに大学院設置を必要とするもの等、全大学をとおして、図書館情報学の

教育・研究体制の拡充強化を必要としている意見は、62大学にのぼっている。これらの動向は、本協会が行なった47年度のアンケートに比するとき、その後の学術情報の急速な大量化・多様化等の状況に対応し、図書館情報学の拡充・強化を求める声がいっそう高まっていることを示している。

従って国の政策としては学術情報の今後の量・質にわたる拡大・発展に対応して、全国的な観点に立つ図書館情報学の教育体制の改善・充実の計画を策案し、これを強力に実施にうつしていくことがきわめて緊要であると考えられる。

(2) 図書館情報学研究施設ないしは、研究組織の大学図書館への設置について国立大学協会が行なった今次のアンケートによれば、図書館情報学に関する研究所・附置研究所・研究施設等の研究的機関の設置を必要とするものが18大学であり、また大学図書館にこの種の研究機関を設ける必要を説くものは7大学にのぼっている。

現在、大学図書館には制度上図書館情報学の研究機関は存しない。わずかに東京大学図書館に図書館情報学セミナーが開設され、研究施設を志向しているにすぎない。しかしながら、大学図書館が専門的な研究機能をもつことによって大学図書館の運営・組織等の改善をなすべきは、焦眉の急である。

政府においてはこれらの実情を勘案し、制度的な研究的機構を計画的に大学図書館に設置し、国公私立の全大学図書館の改革への重要な動力とすることが緊要と考える。

(3) 大学図書館の運営に、図書館情報学等の専攻者を育成導入するための方策を講じ、司書専門職制度の確立を図ること。



大学図書館が、学術文化の急速な進歩や大学改革の進展に即応しその本来の使命を果たしうするためには、大学図書館に図書館運営に関する高度の専門的学識・技能をもつ要員を導入し、大学司書の資質を高度化する施策が必要で、このことについては、日本学術会議、国立大学協会、国立大学図書館協議会等が積年その必要を強調してきたことは、周知のとおりである。よって政府におかれては、大学司書の資質の高度化を図る、図書館情報学その他情報科学等の専門的学識・技能をもつ学徒を大学図書館に導入するなどのための諸方途を緊急に策案し、またこれにともない大学図書館に制度としての専門職制を確立し、人材の吸集・輩出を促されるよう切に要望するものである。

#### 4. 大学図書館業務および図書館情報学研究の国際的協力・交流の促進

今日、学術情報資料の収集は、国際的規模でなされることがいよいよ強く要請されている。この点、諸外国の図書館についても同様であり、国際的次元においての学術情報資料の交換・交流の業務は、今後ますます促進されねばならぬものと考えられる。

また、わが国の大学図書館業務の立ち遅れを克服し、これを近代化し発展させるためには、図書館職員や図書館情報学の研究者を海外に派遣し、また海外からこの方面の専門家・学者を招聘することが必要とされる。

このような観点から、大学図書館関係者の国際的相互交流は、緊急に推進されるべきと考えられる。そのためには、相互交流のための基金を設ける、あるいは施設を用意するなど、なすべきことは甚だ多い。この件につき速やかに検討を行ない、成案ができれば実行に移し得る

よう、そのため適切な予算措置をとる必要があると考える。

(要望先)

文部省 奥野文部大臣、岩間事務次官、井内大学局長、三角審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、木田学術国際局長、笠木審議官、七田学術課長、吉川情報図書館課長、宮地会計課長、松浦人事課長、清水官房長、今村管理局長  
大蔵省 大平大蔵大臣、高木事務次官、竹内主計局長、辻次長、広江主計官、米沢主査、永井主計官  
補佐

## (2) 昭和50年度予算に関する要望について

昭和49年10月4日

文 部 大 臣  
大 蔵 大 臣 殿(各通)  
行政管理庁長官

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、毎年度国の予算編成に際し各国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項について、その実現方を要望してきたところであり、このことに対し種々ご配慮をたまわっていることについては、深く感謝いたしております。

しかしながら、国立大学がその本来の責務とする教育・研究をじゅうぶんに遂行するについては、教職員定員、施設、設備、研究費、維持運営費等の現状は、いずれを取りあげても種々問題があり、このまま推移するとすれば、今後のわが国の高等教育ならびに学術文化の発展を図るうえにおいて、まことに憂慮すべきことといわねばなりません。

まず、研究費、維持運営費等の経常的経費については、毎年度ある程度の増額が行なわれてはおりますが、その不足は著しく、とくに昨今

の物価や公共料金等の異常な高騰により、ますます教育研究のじゅうぶんな実施が図れない事態に立至っております。

施設・設備についても、学術の進展に対応しその整備を図って教育研究を効果的に進める必要がありますが、現状は、老朽化や数量的不足が著しく、その更新充実の必要が痛感されます。

また、教職員定員については、直接教育研究にたずさわる教官はもとより、それを支える補助的職員の不足が深刻であり、とくに図書館・附属病院の運営、特殊装置等の維持管理には困窮しております。

一方、政府においては、国民の需要に対応して、高等教育について、その量的拡大を計画的に進めようとしておられますが、それと同時に、国立大学の既存の部面についてもその教育研究の水準を維持するとともに、さらに学術の急速な進歩に対応してその質的向上を図ることは、一日もゆるがせにできないことでもあります。そのため、経常的諸経費、施設設備、教職員定員について予算積算基準の大幅な改定を含め抜本的な財政的措置を講ずることは、国家的見地から当面の急務であると存じます。

ついては、昭和50年度予算の編成にあたって、下記の重点事項の実現について、格別のご配慮を要望します。

なお、国立大学教職員の定員削減については、従来から再三にわたり適用除外を要望してきたところでありますが、その要望は認められるところとはならず、各国立大学においては、教育研究の運営に深刻な支障を来しております。

さらにまた今回、昭和50年度以降第三次定員削減が計画されており、国立大学の職員もその

対象とされていることは、まことに遺憾に存じます。国立大学の教育研究機関としての特殊な事情を考慮され、その教職員の定員確保について、格段のご配慮をわずらわしたく、とくに要望する次第であります。

#### 記

I 教育研究の基礎的諸条件の整備充実

II 育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実

III 附属病院の拡充整備

IV 事務機構等の整備充実

#### 要望事項

I 教育研究の基礎的諸条件の整備充実

1. 基準的教育研究費の充実—最少限物価、公共料金等高騰分のスライド増額

(1) 教官当積算校費および学生当積算校費の増額

(2) 教官研究旅費の増額

2. 教育研究設備の整備充実

(1) 教育研究用特殊装置の整備充実

(保守運転要員等の増員と運営費の増加を含む。)

3. 研究安全体制の整備充実

(1) 汚水廃液処理施設の整備充実

(保守管理要員等の増員と運営費の増加)

(2) 放射性同位元素利用施設の整備充実

(施設管理要員等の増員、施設維持費、防護設備費の増額)

4. 不足および老朽建物の整備 (防火施設整備を含む。) ならびに基幹整備の促進

5. 大学院の整備充実

(1) 大学院固有の教職員および施設設備の整備充実

(2) 大学院学生にかかる学生当積算校費の

## 抜本的増額

6. 学部等の整備充実
  - (1) 学部・学科・講座・学科目の新設整備
  - (2) 一般教育課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員）
  - (3) 教員養成学部の拡充整備
  - (4) 医学教育の拡充整備
7. 附属図書館の整備充実
  - (1) 職員の増員
  - (2) 図書購入費、図書館維持費等の増額
8. 特別研究制度および附置研究所等の拡充整備
  - (1) 在外研究員等の増員
  - (2) 科学研究費の増額
  - (3) 附置研究所・附属教育研究施設等の整備充実
9. 国際交流関係経費の増額
  - (1) 留学生交流体制の整備充実
  - (2) 研究者交流の拡充（日本学術振興会の交流事業、国際研究集会派遣事業等の拡充）

## II 育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実

1. 育英奨学事業の拡充
2. 教官と学生との交歓等に要する経費の増額
3. 課外活動に関する施設設備等に要する経費の増額
4. 保健管理センターその他学生の健康管理に要する経費の増額
5. 共同利用研修施設の整備

## III 附属病院の拡充整備

1. 病院教官等の増員および処遇の改善
2. 看護業務要員の増員および処遇の改善
3. 医療設備の整備充実

## 4. 診療管理費の増額

## IV 事務機構等の整備充実

（要望先）

文部省 奥野文部大臣、藤波政務次官、岩間事務次官、清水官房長、井内大学局長、木田学術国際局長、今村管理局長、三角審議官、笠木審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、十文字学生課長、阿部教職員養成課長、斎藤医学教育課長、瀧澤技術教育課長、七田学術課長、植木研究機関課長、手塚研究助成課長、吉川情報図書館課長、五十嵐留学生課長、大門国際学術課長、関国際教育文化課長、大塚企画連絡課長、西宮ユネスコ国際部長、宮地会計課長、松浦人事課長、柏木教育施設部長

大蔵省 大平大蔵大臣、高木事務次官、竹内主計局長、辻主計局次長、広江主計官、米沢主計局主査、永井主計官補佐

行政管理庁 細田行政管理庁長官、平井事務次官、木下行政管理局長、向坂管理官

## （3）物価高騰に伴う補正予算に関する要望について

昭和49年10月4日

文部大臣  
大蔵大臣  
殿（各道）

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会においては、すでにこのことについて、本年6月19日付け文書をもって要望しているところではありますが、さらにその後の引き続き諸物価の高騰のため、各大学における教育研究活動は、非常な困難に直面しております。

については、大学における教育研究活動の財政的基盤である学生当、教官当積算校費の経常的経費について、その増額方を補正予算において実現されるよう、格別の措置を要望します。

## C 資 料

### (1) 第3次定員削減について (事務連絡)

国大協総第66号

昭和49年7月13日

各 国 立 大 学 長 殿

国立大学協会

事務局長 鶴田酒造雄

去る6月開催の第54回総会において決議されました標記のことにつきましては、政府においても諸般の事情により未だ閣議決定の運びにいたっておりませんが、当協会としてもこの機会をとらえて出来得る限り事前の対策を講じるため、取り急ぎ次のような措置を執りましたので、取り敢えずご連絡を申し上げます。

#### 記

- 1) 6月20日林会長、岡本、相磯両副会長、都留第6常置委員会委員長が行政管理庁に赴き、河合事務次官、平井行政管理局長、出口文部担当管理官と面談し、第54回総会の決議を提出して国立大学については第3次定員削減を実施しないよう要望した。  
なお当日、岩間文部事務次官を初め各関係官に面接し、決議の趣旨の実現を極力要請した。
- 2) 次いで6月24日林会長より保利行政管理庁長官に対し、国立大学の実情を説明し善処方を要請した。
- 3) 7月4日林会長が川島内閣官房副長官と会見し、国立大学に対しては第3次定員削減を行わないよう格別の尽力方を要請した。
- 4) 7月12日林会長、岡本副会長が総理官邸に

赴き、田中総理大臣と会見し、高等教育のあり方および国立大学の特殊性について説明し、国立大学に対して第3次定員削減を行わないよう特段の配慮方を強く要請した。

### (2) 第3次定員削減に関する状況報告について(事務連絡)

国大協総第74号

昭和49年8月7日

各 国 立 大 学 長 殿

国立大学協会

事務局長 鶴田酒造雄

第3次定員削減については、去る7月13日国大協総第66号をもって事務連絡をしたことは、既にご了承のとおりであります。

その後新聞紙上においてご承知のことと存じますが、去る7月26日に定員削減に関する閣議決定がなされ、これに即応して、目下文部大臣始め文部当局において鋭意努力中であるときいております。

つきましては、現段階における状況につき次のような内報を得ましたので、ここにとりあえずご連絡を申し上げます。

1. 第3次定員削減の閣議決定においては、50年度を初年度とする新定員管理計画に基づく削減目標数の算定を、3年間で3%（第2次定員削減は3年間で5%）とされたが、特に、教官その他国立学校の特殊性から、特別の配慮が必要であると認められる職種の職員については、できる限り、その削減負担を軽減するよう文部省と行政管理庁との間で申し合せがなされ、さらに文部省においても目下

その措置について努力中であること。

2. 上記1に関連して、国立学校教職員の総定員法上の取り扱いについては、同法を改正するさい、改めて検討することに文部省と行政管理庁との間で申し合せがなされたこと。
3. なお、今後の社会的要請および教育研究上の必要性に応じて国立学校の拡充整備を推進するにあたっては、既設の整備を含め所要の増員措置について配慮することに文部省と行政管理庁との間で申し合せがなされたこと。

### (3) 「第3次定員削減について (申し入れ)」について

国大協総第75号2

昭和49年8月7日

各 国 立 大 学 長 殿

国立大学協会

会長 林 健太郎

本月7日付国大協総第74号をもって、当協会事務局長より第3次定員削減に関し、その後の状況について事務連絡(同封文書参照)をいたしました。同事務連絡中1の定員削減に関する文部省と行政管理庁との申し合せの趣旨について、緊急に文部大臣および行政管理庁長官に「申し入れ」をする必要がありましたので、本月7日会長、両副会長および第6常置委員会委員長が協議の上別紙の「申し入れ」書を作成し、同日会長、両副会長および第6常置委員会委員長が岩間文部事務次官、細田行政管理庁長官、平井行政管理庁事務次官に面談し、上記の「申し入れ」の実現方について要請しましたので、ここにご報告申しあげます。

なお、以上のことは、本来理事会等に諮るべきでありましたが、何分にもことが急を要しましたので、理事会等には事後承認を得ることと

し、以上のような措置をとりましたので、この点何分のご了承をお願いいたします。

### 第3次定員削減について (申し入れ)

国大協総第75号

昭和49年8月7日

文 部 大 臣 殿 (各通)  
行政管理庁長官

国立大学協会

会長 林 健太郎

この度第3次定員削減に関し、文部省と行政管理庁との間において国立学校の定員削減ならびに総定員法の検討および所要職員の増員等につき申し合せが行なわれた由であります。これらの申し合せのうち、特に当面する問題として、「教官その他国立学校の特殊性から、特別の配慮が必要であると認められる職種の職員については、できる限り、その削減負担を軽減する」という趣旨の申し合せについては、教官・教務職員等はもちろん一般事務職員についてその実態を十分検討され、さきに当協会の要望した趣旨に添い、これら職員につき定員削減適用除外の措置を講ずる等国立大学の運営に支障をきたさないよう万全を期せられたく、特段の配慮を願います。

### (4) 国立大学入試改善関係 50年度概算要求(案)

(49.8.13)

1. 昭和50年度においては、国大協は、従来の入試改善調査委員会および附属専門委員会を存置して、国立大学共通第一次試験に関し次のような事業を行なう。

(1) 49年度末にまとめられる予定の調査研究

報告書について、説明会の開催、アンケート調査等により、国立大学にその趣旨を伝え、意見を求める。

- (2) 高校関係者等に対しても報告書の趣旨の周知を図り、広く意見を求める。
- (3) 上記の意見等により専門的技術的問題や実地研究を含め、再検討を必要とする問題

の調査研究を行なう。

- (4) 以上の調査研究を基礎として、国立大学共通第一次試験についての国大協の意見をとりまとめる。
2. 上記事業に必要な経費および要員若干人を国立学校特別会計に計上する。

## D その他

### 1. 学長等の異動について

#### ○ 学長の交替

大学名	旧	新
宇都宮大学	大崎 六郎 (事務取扱)	山田伴次郎
東京医科歯科大学	清水 文彦	勝木 保次
長崎大学	保田 正人 (事務取扱)	具島兼三郎

#### ○ 委員長の交代

医学教育に関する特別委員会委員長  
清水 文彦(旧)  
北村 四郎(新)

#### ○ 教員委員の委嘱

第6常置委員会教員委員  
井手 文雄(旧)  
神代 和俊(新)

#### ○ 専門委員の委嘱

第6常置委員会専門委員  
古井 伸哉(茨城大教授)  
岩田 俊一(東京大事務局長)  
長谷川常喜(横浜国大事務局長)

### 2. 寄贈図書

昭和50年3月大学、高校卒業予定者の採用計画調査結果報告 日本経営者団体連盟  
大学入学試験に関する調査研究(続)  
九州大学教育学部  
大学入学者選抜方法に関する研究報告書  
大学入学者選抜方法に関する意識調査  
岡山大学  
学内通信第5集 広島大学  
入試追跡調査委員会 昭和48年度報告  
東京大学  
医学部及び歯学部設置基準の改善について  
——中間報告—— 文部省

#### ○ 記事訂正

会報第65号23頁「5. 国立大学協会会費額決定の経過について」の末尾「次回総会に詳細な数字を提示してほしい旨の要望があつた」は「次回総会までに詳細な数字を提示して参考に供したいと述べられた」に訂正。(事務局)

## 経済水域と日本の漁業

去る6月20日からベネズエラのカラカスで、第三次国連海洋法会議が開催された。8月29日までの長期の大国際会議であった。百数十カ国が集まって、領海の幅員とか、200海里の経済水域、大陸棚、海底資源開発、海洋汚染、国際海峡、漁業問題、科学調査等まことに盛り沢山の問題を一括して新しい海洋秩序をきめようということだった。

もちろん、こうした国際的にみて基本的な重要な諸問題が、長期の大国際会議とはいえ、そう簡単にきまるものではなかろう。漁業問題に対して格別の深い関心を持っていた私共にとって、200海里の経済水域の設定といった、日本の漁業の命運にかかわるような重大決定は、例え開発途上国等100余カ国の賛成があっても、このカラカス会議でそう簡単に決定するものとは私は思っていなかった。関係者一同、そのことを祈念されていたに違ひなかろう。事実、その結論は来年のジュネーブ会議に持ち越された。

経済水域設定の時期を予測することは極めて困難なことであろうかと思うが、注目すべきことはその時期の予測ではなく、200海里の経済水域はカラカス会議ですでに設定された、という認識に立つべきだということではないだろうか。

領海3海里は、海洋法で認められている。しかし、いろいろな国が独自に主張している12海里説は、もちろん認められていない。にもかかわらず実質的にはそれらの国の12海里以内には自由に接近することはできない現状である。ルールのない主権が罷り通っているわけである。200海里の経済水域は、恐らくこの領海問題と同様な途を辿るだろうというのが私の理解である。

もし、この経済水域を認めた場合、日本の漁業を考えると、マグロ、カツオを別とすれば、殆んど漁業資源は海岸から200海里以内に属しているので、200海里の経済水域の設定によって、北洋では91.5パーセント、その他の太平洋では55.1パーセント、インド洋では54.0パーセント、大西洋では86.8パーセントの漁獲量を失うことになるといわれている、ということである。その結果、遠洋漁業に依存してきた日本は、総漁獲量の半以上を失うことになるといわれている。世界一の魚食民族としてのわれわれにとって由由しき大問題である。

というのは、日本人のたん白質摂取量は平均一日約78グラムで、基準量80グラムにあと一歩であるが、その内動物たん白は33グラムで、その55パーセントの18グラムは、鯨肉を含めて水産動物たん白に依存しているからである。畜肉の供給が、世界的にみてすでに数年前から限界に達している今日、日本はもちろんのこと、各国とも動物たん白源を水産動物に期待せざるを得ないのが切実な現状である。

しかるに、近年、種々の理由によって、漁場は沖合へと広がり、必然的にわが国の漁業は遠洋漁業が中心となってきた。ところが各国の漁業専管水域拡大の主張、操業の制限、国際的制約の強化さらに捕鯨の極端な制限、その上カラカス会議での200海里経済水域の主張等で、わが国の遠洋漁業の操業は殆んどその途を断たれようとしている。こうして、わが国における従来の漁業形態は大きな転換を迫られている現状である。

水産科学の研究、その技術開発を強力に推進している教育・研究機関、水産業界等は申すに及ばず、全国

民的視野に立って、火のついたこの大問題を深刻にうけとめ、カラカス会議を契機として水産動物たん白確保の方途を検討しその実現のためにいまこそ最善の努力を傾倒すべきではなからうか。

(東京水産大学長 佐々木忠義)

## 国 立 大 学 協 会 組 織 表

(昭和25・7・13創立)

- 総 会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事一会长, 副会長を含む21名, 各常置委員長)
- 監 事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
  - 第2 " (学科課程・入学試験等)
  - 第3 " (補 導)
  - 第4 " (学生の厚生)
  - 第5 " (大学間の協力)
  - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会                      新設大学拡充特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会              図書館特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会              研究所特別委員会
  - 入試期特別委員会                              教職員の厚生等に関する特別委員会
  - 入試調査特別委員会                          教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)  
その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

## 編 集 後 記

- 長い雨続きののちに漸く爽秋を迎えることが出来た。本号には黒田熊本大学長, 佐々木東京水産大学長, 林筑波大学教授のそれぞれ玉稿をいただいて各大学にお届けする。
- 今年の特別な仕事だった西独学長招待は関係大学の協力で漸くすんだ。今度はこれも今年の現場の仕事である入試改善の各地区試験実地研究が近ずいて国大協事務局は一層忙がしくなる。(C)